

平成 30 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年3月16日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月16日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	13 番	安 藤 洋 一
	14 番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	12 番	奥 田 信 宏		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼 環境課長	江場 満
		次長兼 保険医療 課長	寺西 孝	子育て 推進課長	鈴木 敬
		健康推進課長	小島 昌己	住民課長	中村 和恵
		高齢介護課長	戸谷 政司		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	佐藤 正浩		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝	下水道 課長	加藤 満政
	消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼 消防署長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
	教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	黒川 静一
		給食セン ター所長	寺本 章人	生涯学習 課長	松井 督人
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局 局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉	

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
- 日程第2 議案第23号 平成30年度蟹江町一般会計予算
- 日程第3 議案第24号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第4 議案第25号 平成30年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第26号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第6 議案第27号 平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第7 議案第28号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第8 議案第29号 平成30年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第30号 平成30年度蟹江町下水道事業会計予算

○副議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

平成30年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日も奥田議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月12日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

去る3月12日に開催されました議会運営委員会についてご報告をさせていただきます。

資料をごらんいただきますようお願いいたします。

1番目ですけれども、意見書等の審査結果についてでありますけれども、意見書がアとイですね、2つの意見書、国民健康保険にかかわる2つの意見書が出ておりましたけれども、意見の一致を見ることができませんでしたので、いずれも不採択というふうになりました。

2番目ですが、平成30年第2回6月定例会の日程についてということで、別紙がついておりますので、別紙をごらんいただきたいと思っております。

5月24日議会運営委員会を開催いたします。6月1日が初日で開会となります。その後、全員協議会、常任委員会等を行いまして、14、15、一般質問ということでございます。21日閉会というようなスケジュールになっておりますので、よろしくお願いいたします。

3番目、追加議案についてであります。

同意第1号といたしまして、副町長の選任ということであります。副町長は今月の3月31日をもって任期が満了となるということでございますので、今議会に上程をする必要がございましたけれども、例年といいますか、いつもですと、初日にこれを提案するというようなことに行っておりましたけれども、少し調整もあったようでありまして、この上程に対しまして、本日の冒頭に、この後に上程をしていただき、精読の後、最終日に審議、採決するという取り扱いにしていまいます。

4 番目です。

税制改正に伴う町税条例の一部改正についてであります。今回の国のほうの税制改正に伴って町の税条例を改正する必要があると思いますが、これは議会を招集する時間的余裕がないということ判断いたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、町長の専決処分を認めるということにいたしました。

5 番目ですが、その他であります。 (1) ですけれども、6月の議会の議案説明会の開催についてであります。既に日にちが決まっております。5月18日金曜日午前9時より3階の協議会室で行うということであります。

(2) といたしまして、会議の出席報告についてということでございますけれども、この各種協議会等ですが、町が主催しております各種協議会等に議会選出として議長や総務民生委員長やその他の議員が出席をしていることがありますけれども、その会議の内容が他の議員には全く伝わってこないというような実情もありますので、その会議の内容を概略まとめて、それはその都度タブレットに掲載をしていただきまして、その中身について全議員が共有すると、それがいいのではないかとご提案がありまして、そのようにしていくということになりましたので、関係の議員の皆様はよろしくお願いをしたいと思います。

また、(3) ですけれども、一般質問の通告期限の変更についてということであります。

従来、一般質問の通告期限は初日の正午までというふうになっておりました。そのようになっておりましたが、この初日の正午というのが、議長が引き続き午後1時から会議が入っているということが多々ありまして、その中身というものを目を通すことのない時間がない。そのために少し通過しちゃって、議長が目を通さないで通過したままそれが流されてしまうというような実情があつて、これを改めなければならないのではないかとということで、6月の定例会から、提出期限を初日ではなくて初日の前日、1日前ですけれども、その正午までにさせていただきたいということでまとまりましたので、従来と変更であります前日の正午までに、それぞれメールの方もありますし、ファクスの方もありますし、書いたものを持ってきていただいても、どのような方法でも方法はありますけれども、その方法を使つていただいて、前日の正午までに届けていただきたいということをお願いいたします。

(4) ですけれども、質問席に関しまして、「かに丸くん」の縫いぐるみを置いてはどうかという提案がございましたけれども、この件につきましては、議長、議会運営委員会委員長、議会事務局長に判断を一任することとなりました。

(5) ですけれども、代表質問・一般質問に関する提案であります。3月定例会におきましては代表質問のみを行っております。町長選挙の年は6月定例会ということになります。これはこのときには代表質問のみ行われているけれども、一般質問もあわせて行ってはどうかというようなお話がありましたけれども、ちょっと皆さんの意見交換の結果では、従来どおり代表質問だけでいいのではないかとということになりました。

(6) ですが、蟹江町の観光交流センターの開発商品についてということですが、これも皆様ご承知のとおり、観光交流センターが予定されておまして、その中で町側がさまざまな新製品の開発を行っているということがあります。町側といいますか、プロジェクトの部会ですね。プロジェクトの部会のほうでさまざまな新製品の開発を行っているということがございますので、そのオープン記念品として予定をしております製品を、3月23日金曜日、最終日ですが、本会議の終了後に議員控室にて「味醂サイダー」を飲んでみると、「最愛の石鱈」と「尾張温泉の素」「オリジナル手ぬぐい」とか、そのようなものについて少しご説明をしたり紹介をしていただくというふうに予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上が議会運営委員会の報告でございます。

(9番議員降壇)

○副議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

○副議長 安藤洋一君

日程第1 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長 横江淳一君

皆さん、おはようございます。

議案を提出させていただく前に、一言だけおわびを申し上げたいと思います。

先ほど議会運営委員長さんからご説明がございましたとおり、先例によりまして、この人事案件につきましては冒頭初日に提案をし、精読の後、追加日程により審議決定という流れになっておりますのは、十分承知おきをしてございます。しかしながら、今回は諸般の事情によりましてこのような形で提案することになったことを、まずはおわびとご理解をいただきたいというふうに考えております。

なお、同意を求めます河瀬廣幸さんのことにつきましては、皆さんも十分ご存じだと思いますし、どうぞよろしくお願いたしますということで提案理由を述べさせていただきたいと思います。

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

ここで、河瀬副町長の退席を求めます。

(副町長退席)

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

町長から最初に諸般の事情と伺いましたけれども、本来、議会の初日に提案する案件だと思います。諸般の事情で済ませてしまっているのかと。話せる範囲で結構ですので、もう少し詳しくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

諸般の事情でございます。本来ですと、本当に初日に提案をさせていただけるのが、これは正式ではあるというふうに十分理解をさせていただいております。個人のいろんな都合によりまして、私どもがじくじたる思いであったのも事実でありますので、何とぞお酌み取りをいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

河瀬副町長の入場を許可します。

(副町長入場)

○副議長 安藤洋一君

これより、予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様にお願ひをいたします。質疑をされるときは、まずページ数と科目を言ってからお願ひします。また、質疑及び答弁は、努めて簡潔明瞭にされるようお願ひします。

○副議長 安藤洋一君

日程第2 議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

総括についてちょっとお伺いをいたします。

総括の歳入で地方消費税交付金、歳入のほうでもあるんですけども、これについて少しお伺いをしたいと思ひます。

この地方消費税の交付金について、算定基準、どんなぐあいでこの蟹江町に入ってくるの

かが、まず1点と。

あと、2,100万円の増額予算になっています。それについての説明と、これについて来年10月、私としては反対なんですけれども、予定されている10%の増税で、増税分も関係してくると思いますが、今、国としては借金の返済とか幼児教育無償化、高等教育無償化等に使うと言っておりますが、この点について、来年のことなんですけれども、今の考えがありましたらお伺いをいたします。

以上です。

○総務課長 浅野幸司君

では、総括のご質問を頂戴いたしました。

地方消費税交付金、第6款ですね、予算書で申し上げますと12ページでございます。

こちらのほう、歳入の第3款から第7款までにつきましては、県税交付金と申しまして、いずれも愛知県の見込み数値等の参考の資料をいただきまして、町のほうで算出するものがございます。

その中で第6款の地方消費税交付金につきましては、消費及び輸入の増加等により税収の見込み、増の見込みというところでございます。そういったことも勘案しまして、今回増額のところで2,100万円の増額というところでございます。

それから、消費税の関係でございますけれども、この地方消費税交付金につきましても、国税のほうの消費税の絡みも多々関係はしてくると思っておりますけれども、将来どういう見込みが立ってくるかということも含めて、まだ今のところ見込みはしておらないというところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、最後の消費税の増税については、まだまだこれからだと思います。この今、最初に聞いた地方消費税の交付金の積算、人数とかいろいろあると思うんですけれども、その点についてまだちょっと聞いていませんのでお願いしたいのと。

実際に2,100万円増額の予算をとっているんですけれども、本当に景気がいいのか悪いのか、それぞれあると思いますが、実際に中小零細厳しい状況が続いておる中で、蟹江町もそんなに大きい企業もないですし、そういうことで本当に2,100万円の増収を見込んでよかったのか、その点についてももう少しお願いいたします。

○総務課長 浅野幸司君

地方消費税交付金の具体的な算出というか、そういうところのご質問でございます。

こちらのほう、地方消費税交付金につきましては、国から県に払い込みをされました地方消費税額を各都道府県間で精算をいたしまして、精算後の地方消費税に相当する金額の50%、それにつきまして、人口と従業員数等々により案分をいたしまして県内の市町村に交付され

ておる流れでございます。

あと、その2,100万円の増額につきましては、こういった県の、先ほど申し上げました県税交付金のところで、県のほうでそういった試算も含めて資料のほうを年明けぐらいに毎年頂戴するんですけども、それについて、それぞれ蟹江町のところにすりかえて換算して算出するというところでございます。

以上でございます。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから35ページまでの質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

10ページ、11ページの固定資産税についてお聞きします。

新築の場合は割に目につきますので評価漏れはないと思いますけれども、一部改築の場合は、小規模の場合、特に工事期間も短いので、評価漏れになることがあるのではないかと考えております。

そこで、改築についてはどのように把握されているのか、その実情と、仮に評価漏れがあっても、評価替えのときには把握されると思いますけれども、その際、どのような措置を講じているのか、例えばさかのぼって課税されるのかどうかお聞きします。

次に、償却資産税についてですけれども、償却資産は1月31日までに申告することになっていますが、来年の1月31日までの申告額の合計が、この今載っている額なのかお尋ねします。

また、今、正規雇用の労働者の賃上げをなかなか行われていなくて、さらに多くの企業が正規雇用を減らして非正規雇用を増加させるという人事施策を推進した結果、企業の内部留保がふえておりますけれども、国内外における厳しい企業間競争を生き抜くため、一般的には設備投資を控えているのが現状かと思えます。償却資産は前年比約2,600万円の増となっておりますけれども、このことについてはどのような分析をされているのかお聞きします。

以上です。

○税務課長 鈴木孝治君

3つご質問いただきました。まず固定資産税の家屋についてであります。

新築につきましては、職員が評価に伺いまして、課税漏れはほぼないということなんですけれども、一部修繕といいますか、改築まで当たるかどうか、ちょっとわからないところもあるんですけども、例えばトイレを直したりお風呂を直したりという、現状の建物を維持管理する費用というか、維持管理するものにつきましては、改めて評価するということはし

ておりません。大規模な、例えばもう壁も全て取り払って柱だけにして、また全部作り直すような、屋根も張りかえるような、それぐらいの大規模なものになりますと、改築ということで判断させていただきまして、改めて評価をさせていただくということになります。

課税漏れがあるかどうかということなんですけれども、それにつきましては、航空写真やそういったもので確認はさせていただいておりますけれども、100%できておるかと言われると、それはそうではないかもしれませんので、それはよろしく願いいたします。

あと、償却資産ですね。償却資産につきましては、企業の方が機械ですとか設備を購入されたものですので、そちらのほうにつきましては、毎年1月に申告を出していただきまして、それに基づいて課税をしていくということになります。

今、償却資産のほうも減額措置とかそういうのがございまして、最初の3年間2分の1とか、そういったこともございますので、そういった申請も出てきております。また、来年は税制改正で償却資産のほうは税額は上がらないかもしれないんですが、また税制改正でそういった減額の措置が予定されておるところであります。

ですが、数字につきましては、土地家屋償却なんですけれども、予算を立てるときは、一応今現在、29年度の税額を参考にして予想を立てていきますので、今回はこのような数字ということで出させております。

以上でございます。

○総務部長 江上文啓君

すみません、私のほうからちょっと補足説明をさせていただきます。

議員各位もご存じだと思いますけれども、3年に1回、航空写真というのを撮っております。これは何のために撮るかという、現況確認というのもありますし、これは土地の現況確認、家屋の現況確認ということがあります。

例えば、3年前の航空写真と3年後の航空写真を見比べまして、家屋なんかですと、大きくなっていれば1棟ずつぶつけていきますので、当然そこで把握することは可能です。把握したものについては、順次評価をさせて課税をさせていただいております。

土地についても同じように、3年前の現況と3年後の現況を確認させていただいて、例えばよくあるのが、3年前畑であったのが3年後は駐車場になっているということが確認できれば、当然それに基づいて課税をさせていただいておりますので、そういった評価漏れというのは、順次発見した都度、わかった都度課税させていただいておりますので、そのようにご理解いただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

例えば今のお話の畑が駐車場になったというときも、例えば調整区域ですと、当然農地転用しなきゃいけないわけですよ。ですので、そうしたらその時点でわかるはずだとは思

んですけれども、そのあたりの農業委員会との連携は税務課はとれているのかということをお聞きしたいのと。

償却資産なんですけれども、そんなに設備投資していないなという、この厳しい経済状況で、していないんじゃないかと思っているんですけれども、その割には毎年ちよつとずつふえていっているの、そのあたりはどのような状況でふえていっているのかというのをちよつと確認したいですけれども、何かおわかりでしたらお答えいただけますか。

○税務課長 鈴木孝治君

今おっしゃられました、畑から駐車場にかわつたような農地転用とかそういったものは、情報はいただいております、そういったものに基づいて現況調査をして、地目変更をして、翌年度の課税に反映させております。

あと、償却資産がふえるというのが、例えば店舗が最近、ここ数年ちよつとふえてきております、例えばドラッグストアですとか、そういったものがふえてきている関係で、そういったところの設備投資はあつたというふうに思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

償却資産についてはわかりました。ごめんなさい、あと、3年に1回の評価替えのときにはきちんとされていると思うんですけれども、その前に増築だとか、畑が駐車場にというようなときの、その課税する場合はさかのぼつてするのでしょうか。わかつた時点で課税するのか、教えていただけますか。

○税務課長 鈴木孝治君

まず、地目変更につきましては、ほぼその年でわかりますので、翌年から地目変更の課税というふうになっていくと思ひます。万が一、課税漏れといいますか、そのことが明らかであれば、さかのぼつて課税することはあるかもしれませんが、そういうことは現実的には余り聞いておりません。

あと、建物のほうの増築とかも、増築がわかればその翌年から課税するという事なんですけれども、明らかにそれも登記簿とかで新築年月日がさかのぼつてわかる場合ですと、さかのぼつて課税させていただくこともあると思ひます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、飯田議員の固定資産、実際にちよつと僕も聞きたいので聞くんですけれども、今課税が出た場合はそうなんですけれども、実際に建物をなくしちやつた場合、評価がなくなつて固定資産税なくなるんですけれども、僕が1回倉庫を壊したときに課税されたんです。それでおかしいなということ言つたら、なくなつたということ課税はなくなつたんですけれども、その点について、3年に一度航空写真使つて調べているならわかると思ひます。

ども、その点の状況を追加でお願いいたします。

それと、11ページで滞納繰越分、個人から法人、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分あるんですけども、それぞれ金額があって、この繰り越し分自体、滞納の全額なのか、一部徴収できる部分の金額なのか教えていただきたいのが、まず1点です。

それと、17ページの社会教育使用料の説明の12の希望の丘広場の使用料について、144万円があるんですけども、現在の希望の丘のフットサル場、利用者数も多いと聞いているんですけども、ちょっと今の現状をお聞きしたいのと、愛西市にもフットサル場、蟹江は1面なんですけれども、あそこはもうちょっと2面か3面かと聞いているんですけども、できると思うんですよ。そうなってくると、蟹江のこの希望の丘のフットサル場の利用状況が減ってくるのではないのかなと、ちょっと危惧しているんですけども、その点について伺いたいのと。

28ページ、29ページなんですけれども、基金です。下水道のことなんですけれども、下水道について、そのときに聞けばいいんですけども、一般会計で基金の繰入金4,000万円しております。前年度は当初、前年度5億円の、下水道事業に出資金として5億円出したんですけども、今回また基金の繰り入れということで4,000万円、これの経過をお聞きしたいのと、次年度これからどう扱っていくのかをお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

税務課のほうで2つご質問いただきました。

まず、建物をなくした場合に、議員ご自身が一度課税されてしまったということなんですけれども、こちらのほうなんです、広報のほうでもお知らせさせていただいているんですけども、建物を取り壊された場合は、役場のほうに届けていただく書類がございますので、そういった届け出を出していただきたいと。できればですね、そういうご協力をお願いしたいと思っております。

あと、登記のほうも、登記されている建物ですと、滅失の登記をされると思うので、もしちゃんと滅失登記までされていれば、法務局のほうからこちらのほうに通知が来ますので、そういったことで確認もとれるとは思いますが。

どちらもない場合ですと、本当に現場を見て気がつくか、3年に1回の航空写真で気がつくかという、そのタイミングになりますので、もしかしたらなくなった後に課税されるということはあるかもしれませんが、その場合はさかのぼって減額のほうはさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

あと、それぞれの税目でございます滞納繰越分の予算書のほうに上げさせていただいている金額ですけども、こちらにつきましては、滞納繰越分の調定額ではなくて、収入の予定額を上げさせていただいております。

ですので、滞納額としてはこれよりももう少し多い金額になりまして、滞納の調定額に、

恐らくこれぐらい入るであろうという収納率を掛けまして、その数字が歳入として入ってくるだろうということで、ここの上げさせていただいております。

以上でございます。

○生涯学習課長 松井督人君

では、お答えをさせていただきます。

希望の丘フットサル広場の使用状況についてでございますが、29年度上半期につきましては、昼間で86回の1,277名、夜間につきましては100回の1,902名、合計いたしまして186回の3,179名の利用がございました。下半期につきましても継続的な利用をいただいておりますので、大丈夫かと考えております。

愛西市のフットサル場の建築につきましては、2面が建築されるということを知っております。そちらのほうオープンをされますと、最初のうちは影響が多少あるのかなという気はいたしますけれども、ただいま継続的にご利用いただいております団体も引き続きご利用がいただけるかというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○総務課長 浅野幸司君

では、私のほうから下水道整備基金の繰入金の関係の答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように、昨年度につきましては、企業会計化に伴う当分の間の事業運営の資金といたしまして5億円を計上いたしました。下水道事業につきましても、いろいろ今、いろんなプランによりまして事業進捗をさせておるわけでございますけれども、今回この4,000万円の繰り入れというところでございますけれども、そこら辺も含めて、事業の進捗に合わせて、その状況を見ながらこの繰入金、今後は判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最初の1点の滞納分なんですけれども、全額ではなく収納できる予定額、これって大体どのぐらいを予定しているのか。80%なのか、90%なのか、それがわかりましたらお願いしたいのと。

フットサル場については、愛西市のほう大きい面もあると思います。利用者数としても186回ということで、結構使われていると思いますので、結構フットサル場、名古屋よりお値打ちな値段で使用できるんですけれども、その辺うまく宣伝するのか、ちょっとわかりませんけれども、その辺うまくこれからも減ることのないようお願いいたします。

下水道の出資金については、もう少し詳しく下水道企業会計のほうでお伺いいたしますので、4,000万円、これから来年もまた基金へ入れるのか、その点を聞きたかったので、聞きたいのは滞納分の繰り越し分をもう少しお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

滞納繰越分の見込みの収納率でございますが、調定額自体が来年6月に繰り越してくるものが調定に加わってきますので、はっきりした数字というのはまだまだわからないんですけども、おおよその収納率は前年の収納率を参考にはさせていただきます。

税目によって収納率が変わってきますので、今回試算で出しているのが、町民税ですと32.9%、法人ですと14.1%、固定資産税ですと49%、軽自動車税ですと34.4%で見込みを立てております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもおはようございます。10番 佐藤茂でございます。

28ページの16款寄附金について、寄附金のふるさと納税でございますけれども、このことについてお尋ねしたいと思います。

ふるさと納税については、私、前にも質問させていただいておりますけれども、このことについて少し調べさせていただいたんですけども、28年度は266万4,000円、それから29年度は253万5,000円と、このようにホームページのほうでちょっと見させていただいたら出たんですけども、この減額というのはどうなのかなということであるのでありますけれども、ホームページ見させていただいてあれですけども、本当に蟹江町さん努力されていることは十分承知しておるわけでありまして。

返礼品のことなんですけれども、やはり前お聞きしたときは、蟹江町の特産品で何とかしたいというようなことをちょっとお聞きしたんですけども、蟹江町で本当にヒットするようなものが出てくれば、本当にこんなありがたいことはないですけども、やっぱりよそと言ったらおかしい、他の市町は本当に何十億というお金が入ってくるわけでありまして、もう少し返礼品というものに対して、例えば私、ある方からちょっとお聞きしたんですけども、ふるさと納税を他の市町にされたわけですね。そうしたら、返ってきたのがまた違う県から返ってきたらしいんです。そういうようなことをちょこっとお聞きしたんですけども、どうなんでしょうか。どうやって、それはどこかと契約されてそういうことをされているのか、ちょっとよくわかりませんが、他の市町のそういう返礼品というもののお考えというのはどうなのか、ちょっとお聞きしたいのですが。どうでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

ふるさと納税のご質問でございます。

議員のご指摘のように、ふるさと納税につきましては、29年、28年度ともに大体260万円あたりのところの入りでございます。申し込みの件数としまして139件のところで現在把握をしております。

そういった中で、非常に当初これ、こういった専門のホームページを利用して全国か

ら寄附のほうを、ふるさと納税を募ったわけでございますけれども、初回に比べて品数も走り始め当初に比べて、その品数も多くなっております。

中に、一番蟹江の特産でイチジクでございますけれども、これは名古屋西流通センターさんのご協力を得まして、製品のイチジク、これは夏限定でございますけれども、非常に東京、大阪あたりの都市圏のところからかなり、限定数でございますけれども、お申し込みを頂戴しております。

そういった中で、先ほどのお話で、ほかの市町村のそういった物品もどうかというところでございますけれども、今現在も蟹江町、いろいろ県内の設楽町とか、いろいろそういった連携を組んでおるんですけれども、原則、今蟹江町といたしましては、先ほど申し上げました地元の産品、イチジクとか、あとポインセチア、花卉の関係でございますけれども、そういった、ある意味今はそういうところが主力の商品になっております。

したがって、当分の間は地元の産品のところを中心に、品々を充実、さらに拡充していきたいというように考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

先ほど、今のお話ですと、多少なりとも他県のそういうものも少しは考えてみえると、とりあえずは、当面は今地元の考えられたそういうものでやっていくということであるわけですね。

だけれども、それで本当にちょっと私、この商品の中で、少しばかりお手伝いですが、もやっておるものがあるもんですから、本当に蟹江町で考えられたものがヒットするようなことになれば、こんなありがたいことはないんですけれども、それでも、出て行くばかりではちょっと大変心配しておるわけでありますので、本当にふるさと納税が蟹江町のほうにどんどん入ってくるように、もう少し努力していただけるとどうかなというふうに思いましたので、よろしく願いいたします。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで給食センター所長、生涯学習課長の退席を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時45分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます

(午前9時46分)

○副議長 安藤洋一君

歳出は、款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1 款議会費、36ページから39ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1 款議会費を終わります。

続いて、2 款総務費、40ページから83ページまでの質疑を受けます。

○6 番 戸谷裕治君

6 番 戸谷でございます。

53ページ、委託料というところからちょっとご質問させていただきます。

13の委託料の中の19公共施設整備保全計画策定業務委託料ということで上がっております。これを質問させていただきますのは、昨年度3月議会ぐらいですか、これからの公共投資にかかわる、そして財政運営ということでシミュレーションを出していただきました。

これは簡単に申しますと、公共施設の長寿命化、そして更新、統廃合等の計画をされるものになるものですね。そういうぐあいに考えておられると思って質問を差し上げるんですけども、これを早く策定していただきましても、ざっと考えますと、これからの5年間はなかなか投資経費ということで回せないような感じになってきて、私の思いますにはね。そして、その5年先ぐらいからがやっと少しずつ町の予算組みの根幹になってくるような気がいたします。

そして、また各種基金の取り崩し等でちょっと補てんとかしながら財政運営をやっていくんですけども、基金の取り崩しなんていうのは、なかなかいつまでも続けられるわけじゃないもので、その辺を僕が思っているのと違うようでしたらということで、また、江上総務部長も今回でおやめになるもので、好きなことを一度聞いてみたいなと思ひまして、財政運営について、これで終わっていくんだから、叱られることもないだろうと思って。

そういうことで、私が思っているのは、こういう公共施設整備保全計画策定というのはそういうことだと思っていて、早く進めてもらってやっていかないと、5年後、6年後の根幹にかかわってくる部分だなと思ひますので、今のちょっと現状を、細かいことまでは聞きませんので、どういう感じに進んでおられるのかなと、策定はいつまでにされるつもりでいるのかなということで、よろしくお願ひいたします。

○総務部長 江上文啓君

ご指名いただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、先ほど議員がおっしゃいました平成29年、たしか3月だったと思ひます。建物の計画、今後の計画についてお示しをさせていただいたと思ひます。それで、今の状況は、平成29年度から建物の劣化調査ということで、29年度におきましては保育所関係の施設をまず状況を確認させていただきました。

先ほど議員がおっしゃいました2,295万の予算というのは、これは、今年度平成30年度は小・中学校の施設の劣化度調査をさせていただく予定をしております。続いて、平成31年度

にはその他の施設、庁舎を含むその他の施設を調査をさせていただいて、これでこの29、30、31の3年間で全ての公共施設の劣化度調査を終了する予定をしております。

続いて、平成32年度に個別計画ということで、それぞれの建物を今後どうしていくか、どういう修繕をするのかも含めて個別計画というのを作成いたしまして、平成33年度から順次、緊急性のあるものから、修繕なり長寿命化をしていく必要があるというふうに考えております。

金額については、またその都度その都度予算のほうを計上させていただくようになるかと思いますが、以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。それと、昨年こういう資料を出していただいたやつが、投資的経費ということで、過去5年間の投資的経費から平均が出ていましたもので、これぐらいできますよと。

ところが、これからの5年間というのは、また全く違う経費のかかり方なもので、これが対象にならないと思うんだよね、今までの。そして、どういう算出されていくのかわからないし、そして皆さんご存じのように、土木工事費の高騰、そして人手不足、いろんなことがこれからまたかかわってきて、世の中が変わってくると。

こういうシミュレーションも大事なもので、やっていただかないと、単純に今までの流れできている感じの、皆さんがご思いの価格帯とかで進んでいく時代じゃなくなるかなという気がいたします。それに向かって計算をじっくりしていただいて、そして、なるべく早目に早目にこういう財政計画とかを出していただきたいと。

それで、今回は橋上駅、近鉄駅前いろんな問題がありますので、問題というよりも、これはやるべきことであって、やっていくんですけども、そういう経費がかかっておりますので、ここ5年間ぐらいは本当に難しいかなと思っております。道路というのも常に傷んでまいりますし、そして上下水道のインフラ整備もこれからどんどんやっていかなければいけないということで、一般会計からも出ておりますということ。

ですから、そういうシミュレーションのことで、逐次こういう計画があつたら、それでこういう状態ですよというのは、やっぱり議会へ報告していただきたい。今の状態はこうですと。そして、財政計画というのはもう2年、3年じゃなしに、やっぱりもうちょっと長期的な財政計画を出していただきたい。過去はこうですというのはもう成り立たない時代になっておりますからね、平均値とかは。そういう要望を申し上げます。

こちら辺で、副町長から何かそういう財政計画のことについては一度聞いておきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

戸谷議員から財政計画の見通しについてご質問ありました。

もちろんこの公共施設の保全計画というのは平準化が目的でありますので、やっぱりかなり大きな投資が必要となつてまいる、そのことを思うと、平準化して財政負担を極力緩和してやっていくのが計画でありますので、今、総務部長申しましたように、個別の計画を立てて、それからその個別の計画の案件によって、それぞれ緊急度、優先度を勘案して年次別に計画を立てていくというのが基本であります。

それと、戸谷議員おっしゃるように、ここ数年は大きな事業があります。JRの橋上駅舎、自由通路、そしてことしは防災の無線の関係、さまざまなインフラ整備もありまして、それも踏まえた上で、昨年10年間の財政計画を見通しを立てさせていただいたわけであります。

ただ、そうは言うものの、戸谷議員おっしゃるように、周りの環境はさまざまに変化しますので、それぞれ我々行政運営としましては、しっかりと収入の客体を見きわめつつ、その運用については財政計画もその都度見直して、しっかりとした運営をしていきたいというふうに思っております。

また、議会におきましても、それぞれその都度ポイントポイントには見通しをお示しし、皆さん方と議論しながら健全な町政運営をしていくように努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

今申し上げましたのは、どうしてもこういう町の財政というのは単年度制で出されますもので、単年度制だとなつて長期のことを忘れてしまいがちということがありますから、どうしても普通の企業会計のように、投資されることはこれぐらいですよというのが出てきていないと、単年度の予算を出されて隠れちゃう場合があるものですから、だからそういうことで財政計画というのは本当に順次示していただきたいと。そういうことをお願いいたします。それについてはもう最後、江上さんのほうからよろしく願いいたします。

○総務部長 江上文啓君

財政計画につきましては、何年に1回とかいうことではなくて、もう少し早期に、長期、中期、短期、ちょっといろんな出し方あるかと思えます。その辺も含めて後任の方にぜひ伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ページ数は63ページ、交通安全対策についてちょっとお伺いしたいと思います。

蟹江町は最近、自転車の出会い頭による事故がかなり起きているということ、私も自分も見ましたし、そういう状況が起きているということを感じてならないわけではありますが、自転車のマナーの悪いということもうかがわれるわけではありますが、マナーだけでは済まされないような、そういった出会い頭の事故は大変危険なものだと、このように思っております。

す。

それで、町当局におきましても、自転車の安全5原則にのっとって周知徹底、啓発をやらせてみえるわけではありますが、蟹江町における自転車の出会い頭、また車等の追突などのそういう事故数がわかれば教えていただきたいなと思います。

それと、ページ数は65ページ、第5次総合計画の策定についてであります。

これ代表質問のときもちょっとお聞きしたわけなんですけれども、時間の関係で細かく聞くことはできなかったわけなんですけれども、これから今後蟹江町の未来を見据えた第5次総合計画の策定に入られると思うわけなんですけれども、一番大事なことは、住民の皆様の声がどこまで反映されるかというのが大きなポイントになるかなと、このように思っております。

そういう意味では、住民意識の調査を行われると思うわけなんですけれども、住民の多くの意見を取り入れるために、どのような考えをされているのか、ここでちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいま交通事故件数の件でご質問をいただきました。

昨年、平成29年、ご承知のとおり愛知県は交通事故死亡者200名ということで、全国ワースト1ということでございました。おかげさまで蟹江町につきましては、平成28年、29年、交通死亡事故による死者はございませんでした。

交通死亡事故はなかったわけですが、人身事故は平成29年が213件で、前年度に比べまして1件の減となっております。ただ、負傷者が287名で9名の増加ということで、1件当たりの負傷者が多く発生したというふうに考えられます。

ただ、今の発生状況の資料といたしまして、自転車等の事故件数とかいったものが、詳しい件数がまだこちらのほうへ届いておりませんので、今のところの交通事故状況の件数といたしましては、その程度の資料でしかございませんので、よろしく願いいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

ご質問いただきました第5次総合計画の策定に向けて、住民の皆様の意見をどのように反映させるかということにつきましてでございますが、まず5次総計につきましては、来年度から3カ年かけて取り組んでまいります。

まず来年度行いますのが、第4次総計の検証をしっかりと行ってまいりたいと思います。それとあわせて5次総計に向けた住民の皆様方の意見聴取ということで、アンケートを実施いたします。

これにつきましては、一般町民の皆様方、あと中学生のお子様、中学生の方々、それと、初めての取り組みとなりますが、外国人アンケートというものも調査してまいります。近年、外国人住民の方々が増えていくというところもありますし、三十数カ国に及ぶ方々が蟹江町

にお住まいでありますので、幅広い分野の中で意見聴取を行う一つの手法として住民アンケート調査を来年度実施いたします。

その先には、31年度におきまして、これはどのような形でどのような区分で集めさせていただくかというところは、また来年度決めていくこととなりますが、住民の皆様方が直接意見交換ができるワークショップというものを31年度に開催していく予定でございます。

ですから、審議会のようなかたい会議だけではなくて、皆さんがいわゆるしゃべり場のような形でフリートークをしていただき、それぞれ町に対する思い、蟹江町の未来に対するビジョン、そんなところを幅広く語っていただく場を多世代において設定していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

自転車の交通事故のほうの件でありますけれども、最近よくそうしたことを耳にするわけなんですけれども、私なりに愛知県警のほうの平成29年度中の自転車の事故をちょっと調べさせていただいたわけなんですけれども、自転車の利用者が第1原因となった交通事故の発生件数は、蟹江町は県平均より高くなっているという、そういうデータが出ておりました。また、29年度中の自動車乗車中の交通死亡事故死傷者数は、県の平均より数値が高くなっているということもデータとして出ておりました。

そういう意味では、周知徹底ももちろんされているわけなんですけれども、当町の自転車の安全対策を今後しっかりとやっていかないと、こういった事故というのは絶えず起こってくるのではないかなと思うんですね。

今、学校の通学でも、結構生徒さん自転車に乗って通学されてみえまして、通勤の方と出会い頭に追突したとかという話も聞いたりすることもあるわけなんですけれども、そういう意味では、当町においての自転車の安全5原則をしっかりと守っていけるような安全対策をどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

また、総合計画のほうにつきましては、住民が語っていけるような、そういった取り組みをやっていきたいということ为先ほど課長のほうからも答弁いただきました。しっかりと住民の声を吸い上げるように、ひとつよろしく願いしたいなと思いますので、お願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今ご質問いただきました今後の自転車のルール、マナー等の推進とか、そういった関係でございますが、今現在、小・中学校、それから保育所におきまして、生徒、児童、園児を対象に交通安全のルールの啓発事業とか、そういったものも進めてきておりますし、あと、高齢者に対しましても、老人会等を主体とした出前講座といいますか、そういったことも行っております。

また、先だって学戸交差点の付近が、蟹江警察署管内でも非常に交通事故が、死亡事故は

起きておりませんが、交通事故の発生が高いところであるということで、警察と、あと担当の安心安全課と、それから交通指導員の皆様に出させていただいて立哨活動を行いました。今後、そういった警察との連携も含めながら活動していきたいなと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

そういう意味で、しっかり5原則を守っていただきたいなと思うわけなんですけれども、特に高齢者の方もそうなんですけれども、自転車に乗られる方は義務になってはいないんですけども、できるだけヘルメットをかぶって搭乗できるような、そういうことも考えていただきたいなと思いますし、それと、中には保険を掛けていない方もみえますので、これもやっぱり担保になりますので、万一が起きたときにはそういった保険も活用しなきゃならないと思いますので、そういったこともしっかりと周知できるようにお願いしたいなと思います。

特に夜になると、高齢者の方は真っ黒のジャンパー着てみえるものですから、私もひやっとすることあるわけなんですけれども、そういう意味では、夜の外出におきましては、きちんとそういった反射材をつけるなり、いろいろと工夫していただけるような取り組みをしていくと、もっと交通、自転車だとか車等のトラブルは減少していくのではないかなと思いますので、しっかり意識を持ってやれるように取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

3点お願いをいたしますので、最初は、79ページの愛知県の知事選挙にかかわることではありますが、来年2月には改選時で知事の選挙が行われますが、この選挙の投票所につきまして、議会のほうから、靴を脱いで投票する箇所が多いので、これは改善をしてほしいということ、議長からの要請として議会の総意として伝わっていると思うんですけれども、そのことについてちょっと予算には反映されていないように見受けられますが、何の回答もないのか、ナシのつぶてなのか、そのままなのか、よくこれについてわかりませんので、この事情のわかっている人については答弁をお願いしたいと思います。

2点目では、67ページにあります家具の転倒防止のことではありますが、この家具の転倒防止で、災害時においては非常に危険だということで、これに対して、少しですけれども町のほうから補助金を出すという形で、非常に少額ですが、予算としても少額ですけれども、これやっていますが、これが取り付け作業ということは別になっておりますので、その器具だけに補助をするということなんですけれども、高齢のひとり暮らしの女性とか結構これ多くて、この補助金をささやかに出しても、この効果が上がらないというふうに思うんですね。

これは取り付け作業と一緒にすることによって、もう少し各家庭の防止が図られる、効果が出るのではないかと思いますので、その点は以前にも私申し上げたことがありますので、

どうなっているのか、そういう応援ができるのかどうかということについてお伺いします。

それから、3つ目ですけれども、57ページにありますますが、男女共同参画に関してであります。

これも男女共同参画の事業に対する事業費が少な過ぎるということを全員協議会の席でも申し上げました。余りにも少ないわけです。そのときに、さまざまなことは考えているというような答弁がありました。

そこで、この映画祭というのを1回やりましたね。これは9月に毎年愛知県がこの男女共同参画事業のメインとして女性映画祭というのを、女性監督の映画祭というのをもうかれこれ20年以上前から例年やっております。これ9月にやるものですから、私は最初ちょっと見に行ったことあるんですけれども、最近ちょっと行けないんですよ。議会もあるので行けないんですが、この映画祭とタイアップして1回こっきりでやっていただいたかなと思うんですが、これが1回こっきりでやること、やらないよりやっていただいたことは大変よかったですけれども、継続してこれをやっていくということによって、町民に対しても、この映画祭の周知徹底、またそこでうたわれるべきテーマなどについて、毎年やることによって広げていくことができるのではないかと、1回こっきりではちょっと残念ではないかと思えます。

このことについて、これは1回で終わりたいだけのことだったのか、例年これを継続してやっていくことを目指しては見えなかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 浅野幸司君

では、私のほうから選挙の関係の投票所の関係の答弁をさせていただきます。

先生ご指摘のように、議長様のお名前でも選挙管理委員会の委員長宛てにそういったご要望のほうは頂戴しております。選挙管理委員会の中で今ちょうど検討しております。

実際のところ、靴を脱いで上がられるところの投票所、非常にやはりご高齢の方々については本当にご不便というところは十分承知をしております。主に投票所の中の学校関係がそういう投票所でございます。

実際今、9つ投票所がございますけれども、特に蟹江西投票所、中央公民館のところですね、の投票所が非常に投票の有権者数も非常にその投票所は多くございます。そういったことで、今回、ことしの秋に多世代交流施設等々、新しい公共施設もできるわけでございますので、そういった投票所の見直しというか、そこら辺の今の現状のところの数の投票者の方の数でいいかということも含めて、今、選挙管理委員会の中で検討しております。

したがって、その投票所の今の形状のところも、ぜひご不便にならないようなところで今ちょうど検討しておる最中でございますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

以上でございます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

中村議員から家具転倒防止の補助金についてのご質問でございます。

今現在、特定の方、高齢者とか障害のある方を対象に、この補助制度を平成26年度から実施してきております。

中村議員のご指摘のとおり、今、家具の固定の器具を対象に、対象経費の2分の1で5,000円限度ということで補助をさせていただいておるところでございますが、毎年広報紙とかそういったもの、私どもが各町内会へ行って出前講座等でそういった補助制度がありますということでお伝えはしておるところでございますが、なかなか使い勝手の悪い補助制度なのかもしれませんけれども、毎年2件、3件といった申請しかございません。今、取りつけ作業の経費も含めたらどうかということで中村議員からご指摘がございましたが、そういったことも含めて、もう少し使いやすい補助制度にちょっと検討していきたいなと今思っておるところでございますので、またよろしく願いいたします。

以上でございます。

○政策推進課長 北條寿文君

それでは、男女共同参画の推進についてお答え申し上げます。

まず、組まれた予算についてでございますが、当課といたしましては7万円弱ということ非常に少額になっておりますが、先回の協議会の中でも申し上げましたとおり、男女共同参画プラン、ここの中で45の事業を立案して、今年度につきましては総額で約6億円、30年度につきましては関連予算が8億円組まれております。

これは単なる共同参画の啓発ということにとどまらず、やはり女性の活躍も含めて、女性の方々、男性の皆様も含めまして、それぞれ活躍の場を推進していくためには、例えば子育てに関する事業の充実ですとか、福祉に関する取り組みですとか、そういったものについてしっかりと環境整備を整えていかなきゃいけないということで、例えば学童が全学で行われることもその一環ではありますけれども、そういったものを全て含めると、30年度におきましては2億円増の約8億円という予算を投じてこの共同参画に取り組むという状況でございます。

あともう一つ、映画祭につきましては、これは先々までちゃんと続けていきたいという強い思いを持って今年度開催をいたしました。初めて誘致させていただいたわけですが、思いのほか映画祭を実施するに当たっての課題といいますか、難しさといいますか、非常に大きな負担があるのも事実でございます。

まず一つは、映画の選定期間というものが夏過ぎになってまいりますので、皆様方にお知らせするとき、本当に見ていただきたい映画の選定が確実にできるかどうかというところの難しさがまず一つございました。

共同参画の中で、例えばLGBTの推進ですとか、あるいはDVに関することですとか、そういったものの映画をチョイスしたところで、本当に何百人のお客さんが集まっていた

けるかどうかというところもありますし、あと、映画のその規模の問題ではなくて、たとえ小さな会場で50人ほどの定員でも実施することも可能ということもわかりましたので、どのような開催の仕方が本当にいいのかということ、しっかりともう一度考え直して、それで取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、その辺の整理をするために、ちょっと1年一呼吸置かせていただいたというのが事実です。それにかわってサテライトセミナーを誘致して、きちんと取り組みを続けていくというのが当局の思いでございます。

また、映画祭に関しては、中村議員にも本当に多くのチケットの購入にご協力をいただきまして、我々も本当にうれしい限りだったんですが、やはり大ホール800人埋めるとするのは本当に至難のわざで、そんな中で本当に多くの方々のご協力を得て約500人の方々に映画を見ていただき、映画というものを切り口に、共同参画というものの大切さを少しでもわかっていただけたというふうに思っております。

県下で開催した自治体の中では、蟹江町での集客が一番の集客でありました。きちんとした成果を見据えて、手応えも感じながら、今後もより有意義な開催に向けてしっかり検討していきたいということで、まずは1年一呼吸を置かせてくださいということですので、また次なる取り組みに着手するときには、しっかりご説明しながらご協力もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○9番 中村英子君

投票所についてですが、やはりできるだけ投票しやすい環境をつくるということが必要だということで、議会からも提案させていただいております。ですから、ぜひこれは靴を脱がなくてもいい環境を整備をしていただきたいというふうに思うんです。

そこで、今の答弁で投票所の場所の見直しというようなことも言われましたが、それはそれで新しい施設で投票所となれば、恐らくそれは靴のままできるところもあるかもしれませんけれども、でも9カ所ある中でそれができるのは、変更できるのは1カ所かそこら、2カ所あるのか知りませんが、ほとんどは今言われたように小学校を中心としてなっておりますので、どこの会場でも統一した設備、その会場会場の物理的なことはあるかもしれませんけれども、シートをひくのか、何をどうするのかということで、そのようにやろうと思えばやれるのではないかなというふうに思いますので、これを何とかクリアできるようにしていただいて、予算は全然今回これにのっていませんので、これ補正にするのかどうかわかりませんが、知事選までには時間ありますから、ちゃんとちょっと答えを出していただきたいと、そういうふうに申し上げておきます。

それから、家具の転倒防止につきましても、もう本当にちまちまちまちまという感じの言い方は悪いかもしれませんが、ちょこちょこそういうことで小さな金額でやっても、これ大きな地震のときに、やっぱり家具が固定していないということの悲惨さというものは物すごく言われているわけですから、申しわけ程度に補助金出さなくて、ちゃんとこれはや

っぱり作業とセットにして、各町内会にもそういうセットにしてやりますよということを連絡しながら、ひとり暮らしの人や高齢者の本当に逃げることができないような人たちに対して、手を差し伸べるということをしなきゃいけないので、これをセットでやっぱり考えていただいて、防災・減災の会というのもありますので、そこのご協力も要るかなとは思いますが。

そんなことで、県のほうもこの防災、家具の転倒防止のあれあるんですよね、資格があって、県のほうでもその資格者を公示をして資格を取らせて、それでやっているというやり方がありますので、もう少しここを申しわけ程度のことをやめて、利用できる、効果の上がる、全件のどれぐらいはやれるというような感じで持っていくような事業に拡大をしていただきたいと、そういうふうに思いますのでお願いします。

それから、共同参画のその映画の話ですけれども、今その事業はいろいろ、共同参画ということをやりたいながら、子育てのこともそうですし、ほかのこともやっていくということで、それはそれなんですけれども、一般庶民に目に見える形での示し方ということが、やっぱり一つの効果というものを上げる手段じゃないかなというふうに思うんですよ。

それで、この映画祭は、観客の多い少ないということは、本当に結果として何人しか入らなかったんじゃないかとか、そういうようなことを言われるとやりにくいわけですけれども、でもこの女性映画祭というのは、女性監督がつくった作品を、余り世に幅広く出ていませんけれども、女性の視点で見た女性監督がつくった作品をものすごく数多くやっているんですよ。非常にいい映画祭で、それからそこに女性監督も来たりして、トークショーをしたりもやっておりますので、私は県のこの事業とタイアップした形で、全町民に見えるような形でやっぱりアピールしていくということが一つの事業の一端を担えるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

たまたま県がそういうことでやっておりますので、もう少しここを研究して、それは会場狭くて100人か200人でも構いませんし、大変だと思うんです。このチケットを販売してということも大変な作業だな、手間暇かかることだなというふうには思うんですけれども、やっぱりその部分、少し目に見える形での事業の展開ということを見ると、できるだけこれを実現する方向で、定期的にですよ、研究をしてほしいと、そういうことを申し上げておきますので、お願いします。

以上です。答弁はないでいいです。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

予算書55ページ、予算関係資料53ページの広報かにえ発行事業の13委託料に関してなんですけれども。

アメリカではスマホユーザーの94%が地元の情報をスマホで検索しているというふうに統

計が出ています。そのモバイル検索に関しましては、77%は職場や自宅で行われているということですので、パソコンがある環境の可能性が高い場所でもモバイルで検索しているというのが、今のアメリカの状況になっております。そういう意味におきましては、今は本当にウェブサイトに関しては、レスポンスというのはいま本当に必要、必須な要素となっております。

そういう状況を踏まえまして、昨年9月の一般質問において、蟹江町のウェブサイトもレスポンスの対応をしてくださいますという質問をしました。このように早速対応していただいて大変ありがたいと思っているんですけども、この作成委託料、約470万円が多分このスマホ対応するレスポンスに係る部分だというふうに思っておりますけれども、例えばホームページビルダーですと1万円ぐらいのソフトで、あとそこに作成料乗るぐらいだと思いますし、例えばJimdo（ジンドゥー）というサービスですと、無料でサイトがつくれます。月額945円のコースと2,415円のコースもありますけれども、安い金額でレスポンスに対応したサイトがつけられるのも事実であります。

自治体のウェブサイトと、そういったものを一緒にするのは間違っていると思っておりますけれども、この470万円という作成料が高いのか安いのか、妥当なのかどうかというのをお聞きします。

2つ目として、保守の委託料ですけれども140万円、これ毎年出ているものですが、今後このレスポンスに対応していくことによって、この管理費というか保守料、ふえていくのかお聞きします。

次に、代表質問でもお聞きしましたがけれども、民生費とのちょっとかわりになりますけれども、がん検診について町長のほうから、サイトのほうで申し込みをしていただくと、そのことによって少しでも受診率を上げていくというようなお話がありました。

そういうことですので、担当課、健康推進課になると思っておりますけれども、ぜひともこのスマホ対応する新しいサイトに関しまして、そののころしっかりと連携をしていただいて、受診率を少しでも上げていただきたいというふうに思っておりますので、そのあたりの横のつながりしっかりしていただきたいので、そのあたりの考え方をお聞きします。

このがん検診に関しましては、平成28年の町長の施政方針2にもありました。そのときから2年たっても、なかなか受診率、上がっているとは聞いてはおりますけれども、少しということですので、今回また施政方針のほうにも上がってきたと思うんですけども、やはりまち・ひと・しごと創生事業に関しましては、KPIもありますので、事業のPDCAしっかりしていると思うんですけども、通常の事業のPDCAはしっかりやっているのかなというのは常々思っております。本当にPとDだけじゃないのかと、チェックとアクションしっかりしているのかというのもずっと常々思っておりますので、ちょっとそのところは町長か副町長に答えていただいたほうがいいのかなと思っておりますけれども、通常の事業のPDCAも

しっかりとやっているかどうか教えていただけますか。

○政策推進課長 北條寿文君

まず、私のほうから、ホームページということで今3点ほどお尋ねいただいたかなと思います。

まず1つが、作成委託料のところですね。470万円ほどの予算は、今おっしゃっていただきましたとおり、レスポンスに対応するための再構築に関するお金でございます。公式ウェブサイトについては運用をとめるわけにはいきませんので、1年間今のページを来年度も2月まで同じ運用を続けながら、裏側で再構築に取り組んでまいります。

ですから、来年度の年が明けた3月から再構築後のページに切りかわるという計画をしておりますが、そこにかかわる経費ということで、当然、今おっしゃっていただいた個人の方が一般のソフトウェアでつくれるホームページでは、やはりセキュリティーも含めてさまざまなデジタルデバイスからのアクセスに対応していくために、しっかりとした仕組みを構築していかなければいけないということ、あともう一つは、当町のオリジナルの仕組みが構築されるということもありますので、従来ですと1,000万円を超える、大体一千数百万円ほど我々の自治体の規模ですとかかるといふところなんですけど、現在の仕組みも非常にいい仕組みを使っておりますので、まるっきり新しいものにかえることなく、現状の仕組みをベースにしてレスポンスに対応する構築ということで、経費を最小限に抑えたのが470万円ということでご理解いただければと思います。

あと、保守料につきましては、基本的には変わらず運用していけると思っておりますので、こちらにつきましても、いろんなセキュリティーの対応だとか、あとは障害者の差別解消法への対応ですとか、さまざまなそういう条件がこの後も加わってくることが予想されますので、新たな仕組みができたときには、それに関する保守料というものが若干出てくる可能性はありますが、現時点ではほぼ同じような額を維持しながら取り組んでいきたいということで、業者とは交渉しております。

あと、もう一つ、がん検診についてということで、こちらまさに今、保健センターと協議をしながら調整中でございますが、皆様方の受診率向上に向けて、より目につくところで、アクセスしやすい形でホームページをしっかりと調整していきたいと思っております。

トップページは余りごちゃごちゃさせたくないという思いがありますので、さまざまな間口から入ってくるときにアクセスがつながりやすいように、あと、ディスクリプションの設定ですね、こちらも含めて、検索されやすい、つながりやすい仕組みづくりに保健センターと連携して取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副町長 河瀬広幸君

今、飯田議員のほうからPDCAサイクルの目標値の設定の話が出ました。

今、地方創生の推進事業だとか、それからさまざまな事業でPDCAサイクルを設け、そ

して目標値の設定の効果検証をしつつやっているのが事実であります。

一般の業務といいまして、これは当たり前の話でありまして、当然プラン、ドゥ、チェック、アクション、これを常に設定して日常業務に励んでいるというのは事実であります。

私ども、今度人事評価制度を導入いたしまして、その中に業績評価という項目あります。その中に、それぞれの担当部署が目標設定しまして、それが数値であり、事業であり、その数値目標を達成するために、常々、毎年評価をしつつ、それを人事考課に反映しているというのはありますので、これは飯田議員おっしゃられるまでもなく、常日頃私の職務としましては、必ずそのサイクルできちんと検証し、毎年事業を進めているというふうに理解されたいということです。よろしくをお願いします。

○2番 板倉浩幸君

予算書の67ページの防災対策の事業についてお伺いをいたします。

今回、この関係資料にも詳しく載っているんですけど、そこそこ、大分予算、補助金もある関係もあるんですけど、これについて、デジタル化になるということで、確かにクリアな音になると思います。その面でカバー率も79.5%ということで、今のアナログよりカバー率も大分ふえて聞き取りやすくなると思うんですけど、実際に、本当にデジタルになって聞こえやすくなるのか、そこら辺ちょっと私もわからないんですけど、それで、今、今年度もあるんですけど、防災ラジオについてちょっとお伺いをいたします。

自己負担500円で、今回も200台ということであるんですけど、これはことし、今回始まったわけじゃなくて前々からある防災ラジオなんですけど、今の普及、全体的にどのぐらい出ているのか、わかりましたらお願いしたいのと。今回デジタル化を迎えるに当たって、やはり、特に高齢者の世帯なんかで、うちの中に結構いる状況で、聞こえなかった場合に、個別の受信機についての取り組みなんかの考えはないのかをお尋ねいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、板倉議員から同報無線に関連いたしました3点ご質問がございました。

まず、デジタルの同報無線になってから聞こえやすくなるのかどうかというお話ですが、先ほど板倉議員もおっしゃいましたとおり、今現在の同報無線のカバー率が50%を切っております。今後、これはあくまでも机上でのシミュレーションでございますが、整備後はほぼ80%のカバー率でありまして、蟹江町の河川面積がほぼ20%程度ありますので、そうしたことを考えますと、ほぼ全域住んでみえるエリアはカバーできると思います。

ただ、あと今のスピーカーから高性能スピーカーに一部変わりますので、そういった点からも、音声的には聞きやすくなるのかなとは思っております。

それから、2点目の防災ラジオでございますが、これは平成26年度からの補助事業でございます、今現在、29年度まで510台を販売しております。

それから、個別受信機の考えはないかというお話でございます。個別受信機はなかなか費

用的にも非常に高額でございまして、確かに個別受信機があることによって、自動で室内、どんな室内でも聞くことができるという利点はございますが、今現在、今回整備した聞き逃しの対応ということで、来年度整備する設備の中で、スマートフォンで専用アプリをとっていただくことで、同報無線で流した音をスマートフォンで聞いていただけるということと、あとは電話で同報無線の内容を確認していただけるということも、いろいろな、聞いていただける手段もふやして対応を今しておるところでありまして、今のところ、個別受信機を各家庭のほうへ配布したりというような考えは今のところございません。

今後は、今の防災ラジオをさらに継続して、これも防災ラジオも特定の方が対象となりますけれど、これをもっとさらに配布率をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

はい、ありがとうございます。

今、デジタル化になってスマホ対応の、スマートフォンでの専用アプリで防災情報を得るということで、あとメールと電話等で対応するという事なんですけど、実際に、特に先ほど申し上げたように、使っていない高齢者もやっぱり多いと思います。そういうときのための対応をどうするかで、それで個別受信機が一番いいのかなと思うんですけど、確かに高額な面もあります。デジタルになってアンテナ上げないといけないとかいろいろ問題はあろうと思うんですけど、いち早く対応するのに、個別の受信機で対応するというのをやはり考えていかなければいけないと思います。

防災ラジオについては、FMななみとかの情報で、確かに高齢者の世帯、確かに買っている人もたくさんいます。その辺の普及も強めながら、防災はやっぱりこれからいざ避難するときに、いち早く情報を得るという面で必要ですので、個別の受信機、町長でもいいんですので、その辺、ちょっと考えがありましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

今、担当からお答えしたとおり、個別受信機となると大変高額であります。中山間部だとかというのは、個別受信機は大変有力であるということは聞いておりますけれども、ハード部分の整備もそうでありましてけれども、それぞれの町内会単位でソフト部分も充実していただいて、この防災ラジオを入れよう、そしてまた、我々もデジタル化によってカバー率が相当上がるというふうに聞いておりますので、それも含めて啓発・啓蒙していき、どうしてもそこで漏れる部分があれば、また考えていくことが必要なのかもわかりませんが、今現時点では、そのような方法で、まずはスタートさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、2款総務費を終わります。

ここで、暫時休憩します。

午前10時55分から開会します。

(午前10時39分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○副議長 安藤洋一君

続いて、3款民生費、84ページから111ページまでの質疑を受けます。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

101ページの委託料の07の学童保育所清掃等委託料、学童保育所、今回小学校の空き教室を使って学童保育をするということになっておりますが、その清掃等という問題も発生するというのをちょっとここで知りまして、その管理ですよ、小学校の教室を借りて学童保育をする管理等はどのようになっていくのかなということと。

それから、その下の臨時保育士の派遣委託事業、これは学童保育のほうですね。

それから、105ページにもありまして、これは保育所のほうかと思うんですが、同じように委託業務が2,080万余り出ておりますが、これはどのような内容なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、107ページなんですが、保育所の施設整備事業ということで、修繕工事が450万円近く上がっておりますが、先ほど、29年度に劣化調査をされたということですが、これは劣化調査をして緊急を要する修繕工事なのか、それとも一般的な修繕工事なのか、その辺を確認したいと思います。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

ただいまの議員からのご質問にお答えいたします。

まず最初に、101ページ、学童保育所の清掃委託料であります。

資料を出します。少々お待ちください。

まず、学童保育所の管理についてなんですが、基本的には、そこにいる職員、保育士ですとか、臨時も含めてですけど、学期後に清掃等、施設の周り、そういう細かいことを言いますと、草刈りとか、そういったものも含めてですけど、やってもらうことになります。ですが、全部が全部賄うことがこれはできないもんですから、例えばシルバーの人材センターなんかにお問い合わせいたしまして、足りないところをやっていただくようなもの、それからまた、ここの中に清掃という項目がありますが、今学童保育所のほうには、早朝・延長がありますので、その部分で少しシルバー人材センターのほうのシルバーさんのほうへお願いして助けていただいている部分があります。

その次に、臨時保育士の派遣の話なんですけども、こちらは事業をやるに当たりまして、今回も保育士等採用していただきました。それから、また先ほども言いましたように、臨時保育士も含めてやっているところですけども、予期せぬというか、例えば職員が産休に入ってしまうですか、それから何かの病気、事故とかで急に出て来られなくなってしまったような場合に、臨時さんで賄える部分ではよろしいんですけども、そういった賄えない部分が出てきたときに、いわゆる派遣事業者に対してお願いして助けていただくというような部分がありますので、そういったものが上がっております。保育所のほうにつきましても、人材派遣については同じくでありまして、こちらのものにつきましても、人材派遣の委託料になります。

それから、最後の修繕のほうなんですけども、こちらは先ほどの計画とは連動したものではありません。今年度において、緊急、なるべく早くやらなければいけないというようなところを上げおります。大きなものとしましては、蟹江保育所の園庭、ちょっと雨が降ったりしますと水はけが悪く、たまったりしまして、保護者の方、お客様にご迷惑をかける点がありますので、そちらのほうを改修したいと思っています。そういったものが積み上がっての修繕料になっております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

先ほどの話ですと、保育所の清掃委託料の中に人件費、シルバーさんに頼むということは人件費ですよ。本来でしたら、例えば臨時保育士派遣のほうに、人件費としては入るんじゃないかなと思うんですが、どういう解釈したほうがいいでしょうね。

それから、もう一つ、管理の問題なんですけど、学校の教室を使うわけですけど、例えば子供がけがをしたときですよ。その学童保育のときに、学校の施設でけがをしてしまったと、そうすると、これは教育関係の学校ですから責任になるのか、それとも学童保育をしておる民生部の責任になるのか、いろいろな状況が生まれてくると思うんですが、その辺の話合いとか対応は当然なされているものと思っていますので、一遍それも確認していきたいと思っています。

それから、臨時保育士、例えば1,300万円とか2,080万円ですよ。これ緊急じゃないですよ、常時頼んでおるような形になると思うんですよ。金額は、臨時であれば、緊急の場合では、こんな金額が上がってこないと思うんですが、どのようにこれを運用しておるか、もう一度きちっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

まず、1つ目のシルバー人材センターのいわゆる人件費分がこちらの中に含まれているものについてなんですけども、議員おっしゃるとおりだと思います。申しわけありません、私

どもも、このような形で例年組ませてもらおうというような形がありましたので、次回以降少し、じゃちょっとこら辺は分けられるような形に変えていきたいと思えます。

それから、学童保育におけるけがの関係は、あくまでも事業主というか、事業主は同じですけれども、やっている部署の責任になりますので、学童保育の上でけがが等起こった場合は、子育て推進課のほうでの対応になります。そのための保険もきちんと入っていますので、そちらで対応していきます。

それから、臨時保育士の派遣事業のほうなんですけども、こちらは、いわゆる本当に安全パイと言いませんけれども、本当に最後のセーフティーネット的なところもあります。もちろん全部が全額使うわけではありません。先ほども言いましたように、臨時的にどうしても使わなければならないようなところになったときに使わせていただいております。それで、当然のことながら、その年度で執行残が残れば、必要以上のものは使う必要ありませんので、きちんと使った分だけ、決算がきちんと出るまでに、要らないものは削除させていただくというような形になっております。

以上です。

○民生部長 橋本浩之君

まず、シルバーの委託のほう、清掃のほうからお話をさせていただきます。

こちらのほうは清掃委託料になりますので、委託費のほうで計上させていただきました。それと、学校の教室をお借りした学童保育でございますけれど、学童保育の実施の機関につきましては、民生部のほうで対応するような形になります。学校開放とか、それから学校の教室、授業終わった後、遊んでいる場合であるならば、当然学校管理下ということになると思えますので、そちらのほうは教育委員会の管理下になると思っております。

それと、臨時保育士の今回の学童の関係の委託料でございますけれど、こちらのほうは30年度から通年で実施することになりました。以前につきましては、夏季とかという形で、29年度までは実施しておりましたけれども、30年度から通年になりますので、その分人員が不足してまいりますので、委託で、派遣保育士で対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ということは、もう正規の保育士をはなから確保しないというふうに、臨時で対応するというふうに思えるんですが、本来は保育をきちっとしようと思えば、正規の保育士を多少余剰があっても、余剰人員であっても、確保すべきじゃないかというふうに思うんですが、やはり子育てであれば、その辺のほうをきちっとすべきではないかということを思うんですが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

吉田議員のご指摘、十分理解をさせていただきます。

先ほど言いましたように、担当が今説明しておりますとおり、学童保育全学年でやらせていただきます。まずは、どれぐらいの方が、どのぐらいの頻度でお見えになるかということをしっかりやっぱりデータとしてつかみたいと思っております。

それと、保育士を余分に置いていくというのは、非常にきつい状況であります。今現在、保育士自身の確保も難しいということは十分わかっておりますが、まずは臨時の、ある程度期間を限定するという形でとらせていただいて、これは通年、このぐらいの保育士、または指導員、支援者がいるんだよということがわかれば、しっかりとまた議員の皆さんにお示しをして予算を計上させていただくことに多分なると思いますので、決して、たまたまこうしたということじゃなくて、30年度からスタートをさせていただく、こういう形をご理解いただければというふうに思っております。

○9番 中村英子君

85ページの社会福祉協議会に対する補助金についてお伺いをします。

このたび、多世代ということで、社会福祉協議会がそちらのほうに移っていくというふうに思うんですが、そこで、社会福祉協議会がその指定管理になるので、お願いしますということの議案が出ておりますが、それに伴って多世代が今後どういうふうに運営されるかというご提案が全員協議会でご説明があったと思います。それは、運営業務に関する事項ということで、町が求めている事業内容とか、それからどういうことをやるのかということでご提案があったんですけども、このご提案の内容について、これは指定管理者となる社会福祉協議会のほうから提案があったものなのかどうなのかというのが最初の質問ですけども、それについてお答えをいただきたいと思います。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ただいまご質問がありました社会福祉協議会の実施事業についてというところでございますが、今回、全員協議会のほうに示させていただいた参考資料というところで、社会福祉協議会のほうから提案があった内容のものをつけさせていただいております。当然町としてこれだけのものをやってほしいというようなところのすり合わせは事前にさせていただいておりますが、社会福祉協議会が今後、このような事業展開をしていくというようなものを、提案いただいたものをそのままつけさせていただいておるというところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、全員協議会に示されました多世代の運営の運営業務に関する事項ということで、参考資料1ということの中に書かれておりましたものは、全て社会福祉協議会がみずから提案してきた中身だという理解でよろしいということですね、まずは。質問回数は3回しかできないので、よろしいということですね、それは。

そうしますと、もちろん町は協力し合うという部分も、それはもちろんあるんですけど

も、これはみずから提案してきた中身だというふうに理解するんですが、そうしますと、この社会福祉協議会が主体的にあそこの多世代を運営してもらえるとということになるのかと思うんですが、先日の町長との開館時間やその他もろもろのことで質疑があったときには、使用状況を見ながら町のほうが、それを決めていくというようなお話もありましたけれども、従来の社会福祉協議会の課題としては、やっぱり町は町として補助金やりますけど、社会福祉協議会そのものは自立して運営してほしいという希望が、もともと町長もあつたと思えますし、もっと発展的にやってもらいたいということもあつたと思うんです。

そこで、もし、この社会福祉協議会が、これだけの提案の中身を提示してきて、主体的にこの間を運営していくというようなことであるならば、条例にきちんと、この館は社会福祉協議会が指定管理で運営している館であるよと。そして、この事業に対しても、主体的にやっているということを明記しながら、社会福祉協議会が町の寄らば大樹じゃないですけども、町の下請機関というような感じではなくて、みずからやっていくというような姿勢を示すためにも、そのような方法をとっていくことがいいんじゃないかなというふうに思うんです。

私は、12月の議会のときに、この多世代の管理運営に対す条例というものを議決する際に、もう少しこれは検討すべきだということを申し上げたんですけれども、今の条例の中身ですと、どちらが運営しているのかわからないような形の条例案になっております。

ですから、もし社会福祉協議会がそのようにみずから提案し、みずから多世代を運営していくというような強い姿勢があるならば、もう少しそれは条例にもきちんと指定管理で運営しているんだよということを書き入れて、そして、その責任において自立的な施設としての運営されることが望ましいというふうに考えておりますけれども、それについて、町長お考えがあつたらお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

本当に中村議員のおっしゃるとおりでありまして、社会福祉協議会、本来でしたら、包括支援センターもお願いをしたい部分でありました。これは、その経緯については、るる議員各位にはお話をしております。

ただ、そうはいつでも、人材だとか、キャリアだとか、スキルを考えたときに、福祉事業、それから民生事業というのが停滞させるわけにいきませんので、我々はスタッフを派遣するなり、職員で対応を過去ずっとしてまいりました。途中からはプロパーでやっていただくようお願いをしたんですけども、なかなか人材に恵まれないということもございまして、今現在、社会福祉協議会があのような形になっているのも事実であります。

しかしながら、指定管理者制度で社会福祉協議会の今回の多世代交流施設、仮称ではありますが、この施設を運営するに至って、社会福祉協議会としてやっていただくことはしっかり提案をしていただいたことは当然やっていただきます。

ただ、指定管理といえども蟹江町の施設でありますので、蟹江町も積極的に中に加わって、いろいろなソフト面も一緒にやっていきたい。そして蟹江町の皆さんの福祉面が向上していけば、多世代でありますから、子育てから高齢者対策までしっかりとやっていただくように、私もこれから力を入れていきたいというふうに思っています。

条例の点でありますけども、使用時間云々につきましては、先ほど言いました内規でもってこれからも、どういう状況で運営されるか、ほかの議員さんからも運営時間のこと、入浴時間のこと、細かいことがこれからもいろいろまた状況によって変わってくると思いますので、それは横断的にまたしっかりとやって、内規でまた決めていければというふうに今現在は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番 中村英子君

少し、社会福祉協議会に対して、今お話いただいたことは、ちょっと従来のではないかなという印象がやっぱりするんです。町長としても、そんな全面的にというところまで思いがそこまでちょっと届いていかない、まだ従来のやり方で来ていますので、その流れもありますので、ここで切りかえてというような、そういうようなことにはならないかもしれないんですけども、ただ、こういう機会をきっかけにして、やっぱり意識として、やっぱり自分たちがやっていくという意識を持って、事に当たってもらおうということが大事だと思うんですよ。いつまでも町に寄りかかって、町の下請みたいに、町の言う事業をやっていけばいいみたいなことでは、7,000万円というんでお金を、これは差し引きするわけですけども、収入と差し引きするんですけど、お金をやりまして、会を運営するに当たって、そのようなやり方では、やっぱり効果は出ないんじゃないかなと思うんです。

それで、その包括支援センターみたいな専門家が必要なことはちょっと別問題としましても、今回提案のあった中身については、それは社会福祉協議会が主体的にやっていきますので、まず、看板からやっぱり大事だというふうに私思うんですね。

だから、この間は指定管理でも社会福祉協議会がやっていくんだよという看板から、やっぱりしっかり指定していく必要があると思うんです。それを入れかえないといつまでも町の下請みたいな感覚なんですよ。意識でしかものがやれないわけですから、まずそれは看板を、それをつけていくという必要があると思うんです。それにはやっぱり条例にきちんとこの館は社会福祉協議会が指定管理で運営している館ですよということをまず書き入れる必要があるというふうに私思うんですね。

そこに書き入れることによって、何か何条と何条、何条は、町長と書いてあるのを読みかえるとか、そういうようなことではなくて、その看板からしっかりと、それを提示していくということが、形から入るということも大事なので、それをしていくべきではないかと、それで意識の改革をまずやっていただかないと、従来型の下請的なものに陥りかねないというふうに私は思っておりますので、そこをきちんと検討していただきたい。だから、条例も、

どっちかやっておるかかわからないような条例ではなくて、きちんとそのようなものを書き込みながら館の主体性を持たせて、多世代を運営していくということが大事ではないかというふうに思いますので、ぜひその点については、再度検討をしていただきたいと思いますので、お願いします。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ページ数は97ページ、子ども・子育て会議の報償金が出ています。子ども・子育て会議ということで、新制度が始まって、こういう取り組みがされておるわけなんですけど、現在、どんなようなメンバーで、特に、今課題になっている学童保育だとか、保育園の待機児童だとか、そういった課題についての話はされているのか、ちょっとお聞きしたいのと。

それと、99ページの学童保育についてでありますけど、先ほど来も話が出ているわけなんですけど、特に、今回待機児童になった方の進め方として、どのように学童保育の待機されている方を進めていこうとされているのかお聞きしたいと思います。

また、同じページ、103ページですね、保育所運営費という中でありますけれども、現在、ゼロ歳、2歳の保育所の待機児童の、民間に頼んで待機児童の保育を行っていただいておりますけど、特に、また最近、ゼロ歳、2歳の方の待機児童がふえているということをお聞きしているもので、そういう意味では、今民間に委託して、民間施設にゼロ歳、2歳を預けていただいておりますけど、どういった状況で、この待機児童が今現在何人見えるのか。また、入れない理由、状況はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

議員からのご質問にお答えいたします。

まず、1問目、子ども・子育て会議であります。

こちらのほうは、ことしの4月ですか要綱を定めまして、子ども・子育て会議のほうを、委員会を開催いたします。こちらの中には子ども・子育ての支援計画ですとか、そういったものがありますので、その中に入っております学童と、それから保育も含めてですが、適正に運営されているか、また需要がどれぐらいあるのかというようなことを会議しながら進めていくというようなものになります。その委員会の委員さんたちの報酬、報償金になります。

それから、学童のほうの待機のお話なんですけど、代表質問のほうにもありましたけれども、一応期間内に申し込んでいただいた方につきましては全員入っていただけるような形ですし、あと期間外に申し込まれた方も若干ありましたが、こちらもできる限り受け入れするというところで、蟹江と新蟹江以外のところにつきましては、ただいま、現在手続に入っております

ので、なるべく早いうちに開所できるような形で動いております。

それから、保育所のほうですけれども、保育所のほうにつきましては、いわゆる待機児童というのはございません。先ほど議員おっしゃられたように、民間のほうへ移っていただいてという形もあります。皆さんが、全員が全員第一希望で町立の保育所に入っていただくということはちょっと難しいものですから、第二希望、第三希望というものを申請書の中に書いていただいていますので、そこらの中で調整して、双方が一番納得できるような形での対応をさせていただいているところです。

以上です。

○1番 松本正美君

初めの子育て会議のほうですけど、これから進めていくという形なんですね、そうすると、まだ稼働はしていないという状況だということで、また、これも、こうしたことも会議であった内容等かにつきましても、議員のほうにも伝わるような、そういう取り組みをしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

学童保育のほうについては、今後、そういう待機児童が出ないように進めていきたいということでもありますけれども、特に、蟹江だとか、今後、保育にも関係してきますけれども、ふえていく要素が結構あるみたいですので、そうしたことに對しても、しっかりと取り組んでいただけるようお願いしたいなと、これ思っておるわけなんですね。

現実、蟹江小学校なんか特に、親御さんからは入れないのかなという声も聞きますので、だから、そこらのところも、せつかく今回6年生までやられたということですので、そういった1人も漏れなく入れるような、しっかりと取り組んでいただきたいなと、これ思いますが、この点。もう一度お聞きしたいなと思います。

それと、保育所のほうのゼロ歳、2歳ということで、家族の中におきましては、上の子供さんが行っているから同じところに預けたいという親御さんの気持ちというのも結構あると思うんですね。そうした面で、なかなか難しい部分があるんじゃないかなと、この辺思うわけなんですけど、こういった皆さんの要望にも応えていけるような取り組みを今後検討していただきたいなと、この辺思いますが、これについてもちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

学童保育の期間外に申し込まれた方につきましては、先ほども申しましたとおり、一日も早く、できれば、それは4月早々に入れるような形で、1日に入れるような形で対応していきますが、なかなか何というんでしょう、人的な面で、そこは子供の安全面を考えて1日にできないということがあるかも、1日以降になってしまうかもしれませんが、できるだけ早くそういうことを対応できるような形でやっていきたいと思います。

それから、保育所のほうにつきましても、待機児童はありませんけれども、兄弟があつて、兄弟それぞれ違う場所に預けられてしまうというようなことが、本当は好ましくない状態だ

と思いますので、そちらのほうも解消できるように努力はしていきますが、なかなか先ほど言いましたように人的な面ですとか、それから、そういう面積的な面もありますので、そちらもできる限り早く対処できるような形でしていきたいと思います。

すみません、以上です。

○1番 松本正美君

学童保育についても、今、課長のほうからもお話がありましたが、今後やっぱり安心・安全、これは代表質問にも町長のほうに言いましたけれども、安心・安全のためにもやっぱり、ほかのほうの視察に行っても、学校で取り組んでみえるところ結構ありますので、やっぱり今後そういったことも踏まえて対応できるような柔軟な姿勢で取り組んでいただけるといかなど、このように思います。これに対して、町長のほうから、ちょっともう一度お話がありましたらお願いします。

○町長 横江淳一君

代表質問のときも松本議員にお答えをいたしました。税金の問題もそうでありますけれども、基本的には待機児童はございません。学童のことにつきましても、全学年30年度からやらせてはいただきます。今ある場所、目的外使用にはなりますが、そうではなくて、使えるまずは施設をしっかりと使っていき、そして、最終的に数がたくさん出てくれば、また別の方法を考えればいいので、まずは30年度から教育委員会の協力も得、学校の校長先生の協力も得ながら子供たちの安心・安全をまず最優先に場所を確保し、しっかりと指導員、支援員をつけながら学童保育も前へ進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ページ数は87ページの障害者福祉事業について、少しお伺いをいたします。

予算資料の中にも増額補正で6億2,100万円の予算となっております。今回、この障害者の介護と同じで、障害者の分野でも自己責任ということで、自助・互助・共助・公助が求められて、県内でも新たな施設ができないようなことになっております。そこで、施設の今現状空きがあるのか、ないのか、お聞かせください。

それと、多少ちょっと前に聞いてはおるんですけど、91ページの老人クラブの補助金について、少しお伺いをいたします。

今回、この老人クラブの補助金、前年と比べて増額になっております。この点について、どのようなことで増額をしたのかお伺いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

ただいまの板倉議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

4月より保険医療課のほうで障害者福祉事業については所管をさせていただきますので、

私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、施設の入所という形ではよろしかったでしょうか。

私どもは、特に地域生活支援事業等々、この福祉の分野、障害者の分野で行っております。児童の方については、青い鳥医療福祉センターについて入所いただくような形、また、身体・知的の方については、愛厚弥富の里さん、また、3障害、全ての障害の方については、先ほどお話もありましたように、蟹江町社会福祉協議会に委託する形で委託料のほうを計上させていただいております。これが説明の9の地域生活支援事業委託料のところで計上してあるところでございます。

また、この分野にございますけれども、福祉事業、非常に私どもも重く考えておりまして、今後、4月から保険医療課のほうに事務が障害者の部門、精神の部分が保健センターから子育て推進課から知的障害、身体について私どもの課にやってまいるわけでございますけれども、これにつきましても、例えば身障者の福祉タクシーの助成であるとか、そういったものをふやす形できめ細かく対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ご質問がありました老人クラブ補助金の額がちょっと増額になっているというところのご説明をさせていただきたいと思えます。

長寿会に対しまして、従来では各单位クラブに補助金をお出ししておるような形で運営をさせていただいております。ここ近年、老人クラブ、長寿会に加入者がどんどん減っているというところがございますので、長寿会の活動助成、人数の増加を目指して、今回新たに多世代交流施設が建設されることによりまして、各单位クラブが多世代交流施設に来ていただいで利用していただけるように、長寿会に対しまして入浴助成券を新たに交付しようと考えて、追加で補助をするものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最初にした障害者の福祉事業です。

今、これから本当に大事になってくると思います。今現状、障害児、障害者の介護しているのは家族がほとんどですね、今。特に、母親が中心であり、その後、親が死んだ場合に障害児や障害者、どこの施設に入るのか、どのような暮らしをしていくのかという人間らしく生きることが大事だと思うんですけど、この点について、障害者の生きる場、暮らしの場ですけど、この取り組みの必要性が今問われていると思います。その点について、何かありましたらお願いいたします。

あと、老人クラブの助成金についてなんですけど、長寿会のほうに入浴の助成金ということでお配りをするということで、多世代で今でもやっている各地区の老人クラブや何かの入

浴だと思えます。そういう意味で、結構今まででも長寿会や老人クラブのほうから、どうなってくるんだということがありました。そういう意味でなかなか言えなかったこともありますが、やはり今までやっていたことがなくなるというのはいけないと思えますので、それに基づいて、確かに老人クラブも長寿会も人数が減っていつているというのは現状だと思えます。そういうことで活性化するというので、これからも必要だと思えます。お願いいたします。

答弁もraitたいのは、障害者の先ほどの質問をお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

この予算書に掲げてございますように、私どもにとって、今、議員おっしゃいましたように、小さい方から高齢者の方まで障害をお持ちの方、全ての方にきめ細かくやってまいりたいと考えております。

特に、放課後デイ・サービスの分野、この分につきましても、子供さんを健全にお預かりさせていただきたいと思っておりますし、今議員おっしゃいましたように、将来的に親御さんが亡くなられて、どういった暮らしぶりをしていかれるのか、これ本当に大きな問題だと考えております。

私どもといたしましては、グループホームの運営費であったり、短期入所の施設の補助であったり、そういったものを引き続き頑張って補助していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

本当に、今、親が本当に亡くなったときのことを考えて、今現状、特に母親が介護していて、その人たちも結構高齢者になって負担が重い、また親の面倒を見ないかんということで——というのが現状だと思えます。

また、そういう意味で介護していて外にお母さんが働くことができないということで、確かに障害者年金で生計を立てているというのが、現状があります。そういう意味で、亡くなった場合を考えて、施設のほうもそうですけど、基礎となる居場所づくりを徹底してお願いをしたいと思えます。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、112ページから129ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

113ページにあります海南病院の救命救急センター運営費補助金ということで、新たに965

万円というものが計上されております。

そこで、これの説明が負担金、補助金及び交付金調書というものの中の96ページに、中身が書かれていますが、この中身を見て唖然といたしました。これは7年間でおおよそ1,000万円ぐらいを蟹江町は負担するというような内容になっています。

そこでお伺いしますけれども、この海南病院の救急センターですね、救命救急センターですが、これ平成25年に県から、このようなセンターとして指定をされていて、9月の指定ですので、今度の9月で5年ぐらいたつのもしれませんけれども、このセンターに対して補助するということは、これ自動的に補助するというようなことで、何か取り決めがあるのか、町は補助する義務を負っているのか、どういうことで、何を根拠に、この公金が出されるのかということなんですけれども、病院なんだからみんないいんじゃないみたいな考え方に基づけられないのが自治体の公金の支出ですので、これは補助に対す根拠は、何かあるのかということをお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

海南病院の救命救急センター補助金についてお答えさせていただきます。

先ほど来、議員が示されたように、海南病院の救命救急センターは、平成25年9月1日に愛知県の指定を受けて救命救急業務ができるようになっております。それで、その運営来、例年2億円前後の赤字をずっと累積といたしますか、毎年決算時にそういうことが示されてきて現在に至っております。

この救命救急センターをどうしていくかということで、地元の自治体、蟹江町を含めまして、弥富市、愛西市、木曾岬町、それから飛島村の5市町村が協力委員会を昭和57年ほどからずっと継続してやってきておるんですが、そこには各市町村の首長が参加して運営されてきております。

そこで、昨年の11月ぐらいに、この救命救急センターを運営していく上で、どうしても協力していただきたいという申し出が海南病院のほうから11月にありまして、そのあたりを、この協力委員会を持ってあります自治体のほうで何とか支援していこうと。その救命救急センターが効率よく運営できないと、どういうことになるかと言うと、例えば三次病院の救命救急業務が滞っていくことになってしまいます。そうすると、三次病院、手足の切断ですとか、失明だとか、眼球のけがだとか、そういうことに対応できなくなる。じゃ海南病院が効率よくできないと、蟹江町としては名古屋の日赤、それから掖済会病院を頼りにすることになります。東側は、協力的にあるんですが、海南西側のほうも、海南病院にぜひ続けていただきたいという考えを5市町村のほうで統一的な見解を持ちまして、そのところで何とか支援をしていこうと、その上で5市町村、ほかの市町村のほうも議会のほうでご承認いただくよう努力しているところだと思いますが、そこで各市町村の既存の補助金交付要綱をもとに海南病院の救命救急センターが効率よく運営できる、その支援方法を模索しまして、そこで、

その2億円前後の赤字を解消していけるような財政的な支援を打ち立てていこうというふう  
に決定をされてきたところであります。

ただ、海南病院のほうも、ただ単に財政的支援をくださいということではなくて、この三  
次病院の救命救急センターを効率よく運営していく手だてを、医師の張りつけの仕方ですと  
か、薬の使い方ですとか、その地元の自治体に迷惑をかけないように努力をしていくという  
ところがございますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

今お聞きしたことは、自動的にこの海南病院の救命救急センターにお金を出す義務がある  
のか、どういう性質のものかということをお伺いしたんですけど、そうすると、今の説明  
によりますと、そういうものではなくて、地域の医療ということは非常に大事ですから、そ  
のことで海南病院のほうからご協力をお願いしたいということで、それで関係の市町が集ま  
って、今も言ったように、これ大事なことです、ご協力はしましょうということでお金  
を出すことになったという話ですよ。

つまり、この経営、運営に対する協力なんですよ、これは。義務はなくて協力なんです。  
病院へ出すお金について反対するというような人はいませんので、それはそれですけども、  
しかし、これは、この蟹江町の税金をそこに投入して協力するというのであれば、ここの  
中身がどういうことで、どういう実情であって、今言ったようなこと、今一部をかいつま  
んで言ってくれたかもしれませんが、どのような事情になっていて、どういうふうだから、  
これだけのご協力をお願いしますということであれば、その中身についての説明を議会にす  
べきじゃないですか、協議会とか、そういうところで。自動的にこれみんな出してください  
みたいな形、何らこれについては私説明を受けていないように思うんですよ。

このお金のほかに、海南病院の施設の整備や建物に関して、従来からも海南病院には支援  
を行っていますよね。過去にやっています、毎年やってきましたので、数億円の支援を海南  
病院に今しているわけですけども、しかし、その海南病院に支援をするときには、ちゃん  
と全員協議会で、その事情の説明があったじゃないですか、これこれ、こういうことで、こ  
ういう事情が今の海南病院のこの事情です。ですから、こういうことをしてくださいとい  
うことをちゃんと議会に対しても背景を説明して同意を求めべきものではないんですか。

自動的に、これもいいんだよ、入ってしまったよ、私ら全然わかりませんがね、今言った  
ようなことは。救命救急センターというのが、じゃどういう状態であって、そんな2億円の  
赤字があることも知らないし、どういう状態なのか、何もかにもわからないうちに、これだ  
け7年間払いますよということを町長が独断で独自で、これでいいと決めて、私だけ知って  
いればいいということかもしれないけど、これ議決するの議会ですので、何でそのことの説  
明を事前にしていないんですか、ちょっとそれは町長にお伺いをしたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、担当が申し上げました、その2億円の赤字の見るためというのは、ちょっと僕も、それは実際そういう説明を聞いておりませんので、前段の中での経営の内容であるというふうに、まずご理解をいただきたいと思います。

従来、海南病院の施設運営に対しては大変、何で2つの市と2つの町、しかも県境、県をまたいでやっているかということにつきましては、我々も若干ちょっとわからない部分もあるわけでありませうけども、多分伝染病の関係のところから相当長い経歴の中でやってきたなということも事実あるわけでありまして、施設補助については、確かに15年間の補助をやるということについて、全員協議会でたしか私が議員のときでありますので、ご説明があったというふうに思っております。

今回のことにつきましては、三次救急のかなめであります海南病院の負担金を何とか出していただけないかというような相談をいただいたのも事実でありますので、今、中村議員がおっしゃいましたように、しっかりと説明を全員協議会でさせていただくのが本当であったというふうに、今思っております。大変、説明不足はここで陳謝をさせていただきます。

結果がこうだから私が勝手に決めたということではなくて、この5つの町の首長さん同士がしっかりと話し合いをした中で、それぞれの立場で皆さん、ご提案を多分いただいているというふうに思っていますが、蟹江町だけが説明がちょっと不足していたとは思いませんけれども、不足していたことに関しましては、陳謝をいたしたいというふうに思っております。

○9番 中村英子君

あれですか、町長も十分説明受けていないんですか。そんなことは、もしあったら、それはいけないことでしょう。これは法的に義務のあるような支出だったら別ですけども、大変に大事な病院のことではあります、やっぱり公金を、税金を出していく以上、その背景をやっぱりきちんと理解し納得していなければ、これ出すとうことできないですよ、普通。

だから、今、陳謝してもらいましたけれども、なぜこういうようなものを全員協議会に報告するということが欠落してしまうんですか。どうしてなんですか。過去にはやってますよ、その都度。その背景を説明して、これこれ、こういうふうなのでということ。そうでなかったら、ただ海南病院が困っているらしいよ、救命救急センター必要なんで、何か税金をあなた7年間で6,000万円も出すらしいよと、私聞かれたら答えられませんがね、そんなこと。何で欠落するんですか、そういうことが。その理由を教えてください。

○町長 横江淳一君

先ほど来から申し上げましたとおり、そもそもこの提案がありましたのは、本当に昨年の末あたりだというふうに記憶をいたしております。実際、我々といたしましても、三次救急を担う海南病院が、じゃ蟹江町の人だけが使っているわけではなく、飛島村の人だけが使っ

ているわけでもなく、じゃこの5つが、どうして出すんだという理由づけも実際、我々もしっかりと海南病院の担当にもお話をさせていただきました。

もとより、県境を超えた木曾岬さん、もう一つ言うと、木曾川を超えた三重県の桑名市からもたくさん海南病院には患者として通院、入院をしてみえるわけであります。その実態はあるわけでありますし、また、4市2町1村、海部からも当然、海部市民センターの足りない部分については、三次救急を担う海南病院としてお見えになります。そして、津島市にも市民病院はありますけれども、その中のいろいろな医療部門で非常に不足した部分を三次救急として担っている部分もありますので、我々といたしましては、今回のことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、全員協議会で欠落したことについてはおわびを申し上げますが、必要性については十分皆さんで首長同士がお話し合いをさせていただき、若干今回の提案についても、大変皆様方には説明の欠落した提案になったことを再度おわびをしたいというふうに思っております。

今後、海南病院に通われる、いわゆる負担金の通院・入院の割合につきましては、しっかりと今後海部郡の中での自治体の状況もしっかり見ながら協力体制をとっていただきたいという要望も重ねてお願いしているわけでありますので、今回のことにつきましては、若干の説明不足は、再度申し上げましたとおり、陳謝を申し上げたいというふうに思います。

(「どうしてしなかったかの理由を聞いているもんで、何でこれを担当の、そうですけど、どうしてその協議会に、全協で説明しないことになったのかという理由を聞いているんで、その理由どうですか」の声あり)

決して、しない、するつもりはないということではありませんし、調整に若干手間をとったということも現実あるのだけにご理解をいただきたいというふうに思います。

先ほどから申し上げましたとおり、今回提案をさせていただかなかったのは、私の欠落した部分だというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

○1番 松本正美君

1点だけお聞きしたいと思います。

ページ数は117ページ、こころの体温計ですけど、町当局、ホームページの中でメンタルチェックの心の体温計に取り組んでいただいておりますけど、このメンタルチェックであります、こころの体温計の当初始まったころから、この29年まで、どんな状況だったのか、アクセス状況をちょっと教えていただきたいなと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

では、こころの体温計のアクセス数についてお答えいたします。

開設当初、加わった当初、使い始めた当初は、最高で1万2,000件ほどのアクセス数がありました、年々いろいろな事業で、こういうホームページあるよ、そこで心のチェックしてくださいという啓発を図ってきたところでありますけど、現時点では、直近のアクセス数

では4,000件ほどになっております。年度途中の集計ですので、4,000件という数字は1万2,000件からかなり少ないような状態になっておりますが、その前の年、その前々年とすると、大体6,000件前後のアクセス数をずっと維持しておりました。

以上です。

○1番 松本正美君

当初から比べると下がってきているということですね。今、ホームページを見てみると、一番初めのころはトップページにたしか載せてあったような感じがするんですけど、ずっと中のほうの健康センターのほうの関係のところアクセスしないと見られないという状況になっております。

やっぱりこういったところの体温計はチェックですので、できれば、これも以前から言っておるんですけど、トップページに載せていただいて、すぐチェックできるような状況にさせていただいたほうがもっとアクセスがふえるんでないかなと思います。

そういう意味で、このトップページに載せるような考えはないのか。以前から言っていることなんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

やはりご利用される方が一度で、検索の手法もありますし、町のホームページにアクセスした時点で、そのページにぼんと飛んでいくのが、一番利便性が高く、目にもとまることだと思います。

前はあったんですが、やはりホームページのほうの構成上の問題ですとか、いろいろ成り立ちがありますので、こちらのほうは政策推進室と協議をいたしまして、健診のこともそうですが、やれる限度がやはりあります。でも、そのあたりでも工夫して、ほかの町村のものを参考にしたりいたしまして、やれる道筋をぜひ住民の方にわかりやすいアクセスの仕方を検討してやっていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

これ、ぜひ検討していただきたいなと思うんですね。

それで、今回、町長も言ってみえましたが、自殺対策計画が策定されるわけなんですね。そういう意味含めても、このころの体温計は、そういう自殺対策にも関連してくることでありますので、ぜひトップページに載せていただけるように検討をお願いしたいなと、このように思いますので、よろしくお願いします。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

121ページの斎苑管理費についてでございますが、今回もこの予算を見せていただく限りは、全く前向きな予算ではないというふうに思うんですね。

私も昨年質問させていただきましたけれども、また、30年度も同じような取り組みというか、火葬運営をされるのか、新しい何かは30年度にできてくるなら、その辺の説明をお願いしたいと思います。

1つ下のほうに、修繕費が100万円ぐらいついておるんですが、そこらはどのところを修繕されるのか。その2点をお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

今、議員齋苑についてのご質問でございますが、確かに予算的には去年とさほど変わってはございません。一応今、齋苑の進みぐあいでございますけれども、前年度から庁舎内の職員においてプロジェクトチームを設立いたしまして、今後の齋苑のあり方について話し合いを行ってきました。そこで、いろいろ齋苑の維持とか、既存の施設の活用、施設の統合性というのについて検討をしてきました。

また、今年度は、一応毎年行っておりますが、齋苑等管理運営協議会というのが、1つの会議がございます。その中においていろいろな構想案や何かを説明させていただきまして、また、この協議会の中には一応専門委員会を立ち上げることができるということになっておりまして、今回初めて専門委員会を立ち上げさせていただきまして、ことしの1月に第1回の専門委員会を開催させていただきまして、まず、そのときは初めてですので、今までの齋苑の事情とか、そういう構想案とか、そういうものをご説明をさせていただいて、今後は随時、専門委員会において、まず協議をしていただきまして、齋苑の方向性について進めてまいりたいと思っております。

それから、2つ目の下からの15の工事の請負費の修繕工事かと思われませんが、100万円ぐらいついております。そちらにつきましては、舟入齋苑のトイレの改修の工事をやらせていただくということで、一応男女ありまして、男女1カ所ずつ、和式から洋式のほうに変えるという修繕の工事の費用でございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

今、これから順次話を進めていくという話でございましたけれども、本当に大変せっぱ詰まっておると思うんですよ。本町齋苑なんて本当に、180センチ以上の方は関節外してやらないと、そんなばかなことをやっておっては絶対いけませんから、一日も早く運営委員会が立ち上がってやってみえるそうですので、来年度、30年度中にはきちっとした方向を出して、31年度には何か希望の持てるお話が聞けることを期待しております。

○6番 戸谷裕治君

すみません、6番 戸谷でございます。

ちょっと保健センターの全般についてお聞きしたいんですけど、今度、多世代交流センターができますよね。そのかわりは、はっきり見えてこないもので、どういうぐあいにさ

れていくのか。先日、常任委員会かな、そのときでもお尋ねしたときに、高齢者のほうの課長がお答えになったもので、ちょっとそちらの課長から、どういふかかわりしていくのか。

それと、もう1点は、太陽光が設置してありますよね。それ、今どういふぐあいになっているの。ここにそういう設備の点検とか、そういう金額は上がっているけれど、と言いますのは、環境課のほうで住宅用太陽発電の補助というので出ていますよね。それは各住宅に出された太陽も補助するんだけど、それで、発電してくださいということだけど、今保健センターのほうはどういふ状況になっているのか見えてこないもので、全部説明していただけますか。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、まず、多世代交流の施設とのかかわり方についてお答えさせていただきます。

多世代交流の企画が聞こえてまいりましたところから、庁内でいろいろな使い方を模索しようということで、担当課のほうにいろいろ検討するよふという指示がまいりました。

そこで、保健センター、健康推進課のほうとしましては、ぜひそんな多世代の方が、高齢者から若い方まで、お母さん、子供さんまで集まれるということであれば、健診事業をその場でやれないかですとか、それから高齢者の方の入浴時に、今の福祉センターのほうでもやらせていただいおったんですが、血圧を図るだとか、健康教育をやるだとか、いろいろな健康にまつわるそういう相談業務だとか、事業の実施がやれるんじゃないかなということを検討させていただいております。

実際に、施設が稼働して、どんなお客様がどんな状態でいらっしゃるか、動線ができることですし、日々のそのスペースも限られてくるわけがございますので、そのあたりを稼働し始めてから少し様子を見せていただい、年度途中でも保健師もおりますので、保健師の携わり方ですとか、当該年度からできればいいんですが、急遽事業をそこで開催させていただくかどうかということができれば、ぜひともその施設を有効に活用させていただきたいと考えております。

それから、太陽光のほうにつきまして、これは昨年度、戸谷議員からLEDの照明云々、太陽光を使って、実際停電したらどれだけ時間がもつんだというご指摘をいただきまして、実際のところ、その電源、太陽光、蓄電池で中部電力からの電源が遮断された場合に、つながっている蛍光灯ですとか、事務機器を全部仮についていたとしたら、公式の仕様書では、1時間当たりなんということが出ておりました。そのところを改善すべく、直ちに29年度の予算で、太陽光につながる照明を全部LEDにかえていただく予算をいただきまして、この3月の初めのところで取りかえ修繕を完了いたしました。それによりまして、電力については、わずかかもしれませんが、全部つけることもしませんので、全部つけたとしても40%、それを効率よく使っていけば、数時間持つ待機電源とすることができましたんで、一步前進したところがございます。

それから、太陽光発電、そもそも国の補助金を100%いただきまして利用させていただい

ております。それにつきましては、リチウムイオンバッテリー、それがおおよそ10年、7年から10年で寿命が来ます。太陽光パネルについては、公称15年の寿命があるというふうに聞いております。そのあたりはメンテナンスフリーとなっておりますので、特段地震でひずんでしまうんだとか、断線するということがなければ、安定的に15年以上稼働できるものというふうに考えております。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

昼の休憩になりましたが、このまま会議を続けます。

○6番 戸谷裕治君

今お聞きしまして、そうしたらふだんは使っていないということですよ。緊急時だけ使うということですよ。何とか使えないの、それは。ふだんは、少しでも。何かふだんの電源に役に立つんだったらいいんだけど、本当の緊急時というと、太陽光パネルとか、全部15年先になって終わってしまって、リチウム電池とか終わってしまって、全部。それから震災が来たと。何のためにあったのかなというような話になってしまうもので、できたらふだんでも少し使えるように、環境課のほうがかせかく住宅にはそういう太陽光パネルを設置しましょうと、補助金出していて、町のほうは何にもふだん使わないというような、何か使いようがないものですか。そこら辺は考えていただきたいな、よろしくお願いします。考える要素はある。

○健康推進課長 小島昌己君

太陽光パネルについて、私も太陽光を有効に使いたいなと思っていろいろ模索はしてみたんですが、まず、補助金をいただいたがゆえに売電行為ができません。ほかのルート、やはり災害時のことを最優先として考えるとすると、蓄電が第一でありまして、晴れた日ばかりで100%フル充電ができるわけではないので、そのところを考えますと、ほかにためた電気をすぐに横に流れるように、効率よく使えるというのは、今のところちょっと考えられる余地がない状態であります。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

わかりました。

○副議長 安藤洋一君

それでは、ここで暫時休憩にします。

午後1時から再開します。

(午後0時04分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○副議長 安藤洋一君

引き続き、4款衛生費の質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

少しだけお聞きします。

ページ数で129ページと、127、129ページの海部地区環境事務組合、毎回、ここ最近質問しておりますが、この負担金です。昨年よりも減の負担金となっております。その点について、ちょっと今回お聞きしたいのが、129ページのし尿処理の管理費であります。これについても、組合の負担金が29年度では6,180万2,000円となって、今回5,459万7,000円ですが、これについて、下水道整備が行われていけば、し尿処理は減っていくと思うんですけど、蟹江町でも全体の50%近くまで今下水道がいつております。これがもう少し負担割合が減ってもいいのかなと思うのですが、その点について、何かありましたらお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

このし尿の補助金の組合に対する負担金でございますが、一応、組合としての負担金の出し方でございます。し尿処理施設の維持管理に要する経費ということで、一応均等割、それから人口割、それから昼間人口割が約半分、この人口割というのが、昼間の人口割が、昼間人口につきましては、一応平成29年9月30日の現在の登録人口から下水道人口を差し引いた流入・流出人口を加減した人口ということで、昼間人口については流出人口が国勢調査の人口から拾うということで、一応下水道人口何かを差し引いてやっておりますので、下水道がそれぞれもっと完備されていけば、その分人口のほうも引かれていく計算で出しているかと思えます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

私も均等割あって人口割があって、下水道の人口を引いてというのはわかっているんです。大もとの、そうなってくると、下水道整備がここまでほかの自治体、蟹江町も下水道事業一生懸命やっております。

そこで、大もとの出し方がいいのかということを知りたいんです。

○町長 横江淳一君

今、負担金の計算方法でありますけども、今言いましたように、昼間人口がどのくらいのあれでとっているのか、ちょっと僕も今ここで詳しいデータ持っておりませんが、これ下水道が、供用開始が始まった平成21年からでありますけども、津島市ほか4市2町が日光川流域下水道推進事業ということで進めているわけでありまして、蟹江町が実は接続率が一番高いわけでありまして、実際、その普及率も高いわけでありまして、我々としては、まさに板

倉議員と同じような質問を議会で管理者会のとくにさせていただきました。

ただ、ごみの場合は、ご存じのごとく、パッカー車でごみを積んでいきまして、燃焼ごみ、燃えるごみ、燃えないごみも含めてでありますけれども、重量割合で若干換算はされるわけにありますね。し尿の場合も、汚泥ごみもあれば、普通のし尿ごみもありますので、合併浄化槽でとれたもの、また、一般のくみ取りでとれたもの、別々にして搬入するわけにありますので、ただ、蟹江町のみだけ特化して持っていくということになりますと、この数字より明らかにもっと少ないと思います。

ただ、残念ながら、先ほど言いましたように、し尿センターというのは、全てのこの地域、海部郡の4市2町1村のし尿、浄化汚泥、これ扱っておりますので、動かす母体は一緒です。例えば少なければ、少ない分だけ動かすという、そういうシステムになっておりません。まず、これが1つ、ランニングコストがかかりますね。

2つ目は、先ほど言いましたように、単体で計量しておりませんので、混晶という形で積んで持っていますから、今言った人口割合と計算方法でしか今算入しておりません。ですから、このことについては、本年度しっかり環境事務組合のほうにお訴えをして、これだけ普及率が上がってきておりますので、我々はごみの負担金も含めてでありますけれども、決して負担金が増えるようなことのないように、また急激な変動は避けるようにということで絶えず話をさせていただいておりますので、今板倉議員がおっしゃったことについては、しっかりと環境組合でまた申し述べていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、子育て推進課長、会計管理者、健康推進課長、住民課長、政策推進課長の退席と消防本部総務課長、下水道課長、まちづくり推進課長、給食センター所長、生涯学習課長の入場を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午後1時05分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時07分)

○副議長 安藤洋一君

続いて、5款農林水産業費、130ページから135ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

131ページが一番最後のところにある有害獣捕獲業務委託料なんですが、40万5,000円、こ

れについて、どんな業務なのか、わかりましたらお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今、ご質問のありました有害鳥獣捕獲委託業務でございますが、これは農地等におけるヌートリアですか、ヌートリアの農作物への被害ということで情報が入りましたところで、網というのか、わなというのか、それを設置して捕獲するものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁だと、ヌートリアに限った捕獲だけになるんですよ。なぜ聞くかと、去年だったかな、ちょうどあそこの桜だったかな、地域に何でしたか、あれ。タヌキじゃないわ……

(「アライグマ」の声あり)

アライグマが出没して、町長も変えようとか何か言ってしまったけれども、そういうのは入らないのか、その点ちょっとわかりましたら。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

有害鳥獣ということで、アライグマだとか他の動物ですね、そういう他の動物での行政のほうで捕獲処分というんですか——のでき得る有害鳥獣というのが決まっております、一概にどのタヌキだとかアライグマだとかもわなをかけて捕まえて処分をするということができない場合もございます。土木農政課として取り扱っている有害鳥獣につきましては、ヌートリアということで対応をさせていただいております。

あと、アライグマだとかタヌキなんかでいきますと、やはりこれは県の関係もありますので、環境課と連携をとって対策というのか、わなというのか、そういうのも連携をとって進めて対応をしております。

○2番 板倉浩幸君

アライグマの件なんですけど、結局あれ2頭か3頭いて、1頭が最後まで見つからなかったと、今どこにいるのかわからない状態で、県にもお願いはしたみたいなんですけど、なかなか動かないという問題があって、やっぱりアライグマはかわいい顔しているんですけど、結構凶暴で、そういうことで、これからもやっぱりほかの生き物も出てきますけど、その辺ちゃんと駆除、捕獲を徹底するようにお願いをいたしまして、終わります。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

今の質問で、ちょっとおかしなことを聞くと思って聞きますけれども、先日、猿が出ましたよね、蟹江町に、猿が。南保育園から学戸まで、この間で警察も上げてやっていたみたいなんですけど、町のほうは把握している、そういうこと。どうなっているんだね、今。ちょっと聞いておきたいと。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

猿の事件は、把握はしております。町としても、環境課のほうもそういう情報を聞いて、警察のほうにも連絡が住民の方から入りました。いろいろ町としまして、名古屋市のほうからどうも来たいみたいですので、名古屋市の対応とか、そういうのもちょっと聞いたんですね。やっぱり猿を捕まえることはできませんので、とって捕まえられないと思います、手で何かでは。警察のほうと一緒に、ちょうど休みでした。あれ土曜日したか、休みのときに環境課の僕もちょっと行ったんですけど、ちょうどあっちの錦のほうのマンションにおるといことで、そちらのほうに警察と行って、一応捕まえられたら捕まえるといことで、警察と一緒にやっていたんですけど、結局猿のことで、屋上へ行ったり、といとかなんかをばっと伝えてしまって、結局どうも北のほうへ行ったといことで、結局わからずじまいで、それ以来ちょっとわかってはおりません。住民からの通報もございませんでしたので、という状況でございます。

○6番 戸谷裕治君

なぜそんなことをお聞きしたかと言うと、先日、ちょうど本町の南保育園ですね、秋葉さんのところに出たもので、あれネットの内側だったらえらいことだなと、保育園の中へ入っていたもんで。そういう情報があったら、早目に知らせていただきたいなど。我々たまたま地元なもんですぐわかってしまったけど、それ以外の人は案外知らなかったんじゃないかなと思って、猿なんでもどこでも移動しますから、なるべく知らせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、136ページから141ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

予算書141ページ、関係資料73ページの委託料、観光産業振興プロジェクト委託料1,668万6,000円なんですけども、教育費のところ聞くかちょっと迷ったんですけども、予算関係資料の33ページにある須成祭りユネスコ向け登録文化遺産事業なんですけども、事業の目的のところ、祭りについて周知、理解を高める活動を行うというふうにあるんですけども、内容を見ますと、基本的には当日の地元のサポートがメインかなというふうに思われます。印刷製本関係も何に使うかちょっとわからないですけども、これも去年よりは額が減っていますので、事業効果のところの周知活動を行うこととあるんですけど、この内容だと、周知活動はできないんじゃないかなというふうに思っています。この部分の周知活動というのを、この観光産業振興プロジェクトの委託のほうで行っていくという考え方でいいのか確認をいたします。

あと、前一般質問でも聞きました。須成祭りPR映像のことなんですけれども、この予算

関係資料73ページのところを見ると、内容の一番下の(3)のところ、施設独自のホームページの運用というふうにあるので、こちらのほうに、例えばPR映像のリンクを張るですとか、どこかのページに直接載せるのかという、どういうふうに須成祭りのPR映像を使うのか確認をさせてください。

やっぱりお金かけて、きれいに撮ってあるので、せっかくドローンも飛ばして撮ってあるものですから、やっぱりきちんと活用していただきたいというふうには思っています。

この前の代表質問でも、フェイスブックだとかという言葉も出ていましたので、フェイスブック、ツイッター、インスタ、LINE等々はやっぱり活用していただきたいと思っていますし、ツイッターに関して言えば、動画ツイートを行うことができますので、140秒間の。今、PR映像で3分ぐらいの映像ありますけど、ちょっと40秒ぐらい切っただいて、ぜひとも動画ツイートとかもしていただきたいというふうに思っています。

やっぱりツイッターの動画ツイートをすれば、ユーチューブなどの外部の動画共有サービスは使わなくていいものですから、そういう意味では非常に便利になりますので、ぜひともそういった宣伝の活用も、ぜひしていただきたいんですけども、そういうようなことをここに折り込んで、ぜひともやっていただきたいというふうに思っていますけど、そのあたりはいかがお考えか教えてください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光産業振興プロジェクト委託料についてということでございますけども、こちらは地方創生推進交付金を活用した事業となっております、国のほうからいただく事業、ことし、平成29年度分いただきました。30年度もいただくというところで、そちらのほうの総事業が1,668万6,000円というふうになっておりまして、事業内容のほうは、ことしもやっておりますけども、観光まちづくり会議の運営事業、また施設独自のホームページの運用事業、フィルムコミッション企画運営事業、蟹江町の観光プロモーション事業といったところでの事業費となっております。

それで、今おっしゃいましたホームページにつきましては、独自で今、今年度の事業の中でホームページを作成しております。そちらのホームページを運用していくというところの金額が来年度に向けて入っているというものでございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

その須成祭りの周知活動というか、そういうものはどこに入れ、ここに入っているのかどうか、ちょっとすみません、確認したいのと。須成祭りのPR映像の活用もここに入れ込んできちんとやっていただけるのかというのと、SNSの活用もどうするのかというのを、すみません、もう1回教えていただいてもいいですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

須成祭りのPRにつきましては、今、先ほども申し上げましたように、これホームページは観光交流センター独自のホームページをつくりますので、今、町のホームページのほうでもPRビデオ等見ることができますので、そちらへリンクできるような仕組みにはしていただくようにはしたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

とりあえず、すみません、よくわからないものですから、とにかくきちんといろいろな面でPRしていただいて、それを入れ込んでしっかりやってください。お願いします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

2点お願いしたいので、1点目ですけれども、ページの139ページの2ですね、企業再投資促進事業費助成金というのがあるんですが、ことしこれ出てきたと思うんで、これは県のほうの、県の事業かというふうに思うんですけど、これは製造業に対してというようにただし書きになっていますが、どのようにこれって、どういう製造業が対象で、どういうふうに使われるのかちょっとわかりませんので、中身についての説明をお願いしたいというのが1点です。

もう1点ですけれども、ページ、141ページの観光交流センターの指定管理料2,300万円というところですが、これにつきましていろいろ意見を申し述べたりもしてきましたけれども、これを今議会に指定管理者との契約をしたいということで議案が出ておまして、常任委員会でもその審議がされたかと思うんですが、その時点で、この協定書ですけれども、協定を提出してほしいというご意見があったかと思いますが、それは何か出ていないというようなお話ですけれども、なぜこの協定書というものを出してほしいと言ったときに、あわせてこれが出てこないのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

2点、中村議員、質問をいただきました。

1点目でございますが、企業再投資の促進補助金交付金のことでございますが、こちら愛知県の新愛知創造産業立地補助金交付要綱というのがございます。これ昨年の6月の全協のほうでご説明を差し上げまして、こちらのほうの要綱の説明をさせていただいております。こちらのほう、愛知県のほうで審査会を行いまして審査を行っていただきます。それで、それに伴って愛知県と連携しまして、長年にわたりまして地域、蟹江町ですね、蟹江町を支えてくださいます町内企業への再投資を支援しますというところでの要綱を作成させていただきまして、こちらの内容につきましては、補助対象が町内におきまして10年以上立地しており、かつ県内において20年以上立地しております中小企業でございます。対象分野というのがいろいろございまして、自動車関連だとか、航空宇宙関連だとか、環境新エネルギー関連、

健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連事業というような分野もございしますが、今回出していただきましたのは、自動車関連事業というところを出していただいております、補助対象経費につきましては固定資産取得費用、これは土地を除くわけですが、新增設に係る工場建設費だとか、機械の装置費、工場の改修費を含むというところの補助金になっておりまして、この金額のほうを今上げさせていただいたというものでございます。

続きまして、観光交流センターの指定管理者の協定書の話でございますが、今議会で協定につきましては、お認めをいただき協定をつくっていくというところでございますので、まだ協定書を詰めている段階ではございませんので、協定書を出すことができなかったということでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

この投資促進の事業のほうですけど、県が行っているというものですが、これは事業者が申請するんだと思うんですけど、具体的にこれは対象者としてどれぐらい本当に見込めているのかなというところがわからないんですよ。具体的にどういうふうに、これがその事業者の手に渡るようになるのか、その対象件数とかというものをどういうふうに見積もっているのかということがちょっとわかりませんので、その辺の背景をもう少し説明してほしいと思います。

それから、要するに、観光交流センターの協定書がこれからだという今、詰めていないというお話ですけども、それはおかしくないですか、それは。普通だったら仮協定というものをしておいて、そして議会で議決して、そして本協定にするという物事のやり方というのが普通だと思うし、その中身がわからないのに、議決だけしてくれというような話になってくると思うんですよ。それは後手後手で、後からつけ足しで内容がどうなっているのか、全然こちらとしてもわからない、確認のしようもないのに、出さないで議決してくれということはおかしいんじゃないですか。同時進行でそれはあって当たり前じゃないんですか。

そうしないと、じゃ私たちは中身がわからないのに、それだけ先に議決をしてしまって、そして後でどういうものがそこにあるかわからないと。ということは、この時点で出さないということは、私たちがそれを確認する機会、きちんと議会として内容を見ていくという行為そのものをやっぱりしないでいいという、そういう話になってしまうんじゃないですか。議会の仕事の1つですけど、これ。

それは、仕事のやり方としておかしくないでしょうか、同時進行で出すべきものですよ。そんな、これから詰めますなんていうことは全然納得できません、仕事のやり方として。ということは、じゃ協定もどういう協定するのか、この3年間という期間で包括的に協定するのか、年間協定にするのかもわからないし、それから中身そのものもですよ、利益率をど

うしていくのかという約束をどう取り交わすのかとか、全然目に見えなくて知らないのに、管理者だけ決めてくれという、それはちょっとおかしいんじゃないですか。さっきも議会で説明しないことがあったというふうに言っていますけれども、ちょっと議会軽視されていませんか、それは。どうですか。

○副町長 河瀬広幸君

中村議員の質問ももつともでありまして、協定が示されないというのは、最終段階ではないことはまず1つあります。これは3月の議会でお認めいただければ、4月に入ると協定を締結するわけになります。その前に、既に協議会含めて、細かい資料の中に、応募要領の中にしっかりとうたい込んであります。そのしっかりした応募要領に基づいた項目を年度ごとに協定を結んで、2年11カ月の指定管理となるわけでありまして、協定は年度、年度になりますので、まずは30年度の年度協定、そして、次は31年度、順を追ってやりますが、その内容は、まず指定管理者としてやっていただくこと、それは指定管理期間にやっていただく町の19項目を網羅した内容で、それぞれ30年度に何をやるということを協定にこれから示していただいてやっていくことでもありますので、最終段階ではないですが、きちんとした中では、まず、できるだけ細かな応募要領を出してありますので、それが我々のやっていただきたい全てがそれに網羅されております。それを今度は年度間の協定において、それを記入し、それぞれ指定管理者と協定を結び、履行し、それをまた我々が検証し、ローリングで、年度でやっていくと、そんな話でありますので、今の担当ですと、まだ最終段階でないということでありましたが、きちんと基礎的な要件は応募要領に基づいてやっていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

先ほど蟹江町企業再投資促進補助金につきましてですけれども、こちらは今年度の6月に、ひと月前に申請をしていただくということになっております。それは県のほうへ事業者が申請をされます。県のほうへ申請をされて、県のほうで審査会が行われ、県のほうで認定をいただきましたというところで、蟹江町のほうも、それにあわせて補助金を創設してまいりまして、来年度蟹江町、県とも、ともども補助金をつけていくというような流れでございます。

○9番 中村英子君

副町長、ちょっと間違っていないですか。今、事前に説明をしてあるということですよ。事前に何か項目、事前に説明してあるという話ですよ。要するに、項目に関して。それは確かにいろいろ協議会でも説明あったし、それから公募もしているわけですから、公募のときにどういう協定するわということを示されているんですよ。それはもちろん示されていますよね。だけど、示されたことが示されたとおりにちゃんとやられているのかどうかというチェックを議会がするべきじゃないですか。そのチェックだって、議会が確認しなければ

いけないじゃないですか。

そういう予定にやっておるから、それでやりますので、人だけ決めておいてください、後でそれはまとめますという話にはならないですよ。議会は、そのの最初に皆さん、公募のときも言いました。議会にもこういうような内容でやりますという説明ありました。しかし、それが形として実際にそういう協定の中にどういうふうに反映されているかということを検討して確認するのは議会の議員の仕事じゃないですか。それをじゃ全然させないで置いて、こっちの要求にも応えないで、それを私たちが前に言ったとおりに書いておきますのでいいですという話にはならないんですよ。

だから、ちょっとそこら辺の議会がすべきことの仕事を理解しているのかしていないのかわかりませんが、それはちょっと考え違うというふうに思いますよ。ちゃんとそれを議会に示して、確認し、了解して本協定するというのが道筋ではないですか。

これはちょっと言いたいで、3回になってしまった。

(「これで3回です」の声あり)

私たちって、時間制限や回数制限を心得てやっているからあれですけども、それは、私はちゃんとそれは出すべきで、その協定の中身は議会が確認して、そして指定管理者を同時に議決していくというのが筋だと思うので、その筋を壊しているよということを私は言いたいんですね。ちょっと回数があれなので。

○副町長 河瀬広幸君

確かに、今、例えば工事請負契約締結案になりますと、まず、入札にかけまして、それで仮契約を結んで、そして議案にお示しすることはあります。ただ、これは指定管理制度の導入と指定管理者の選定でありますので、まずはそれをお認めいただいて、それから予算に計上し、年度協定を結んでいくと。スケジュールの中には最終に3月議会終われば、4月には協定を結ぶこととなりますが、確かに中村議員おっしゃるように、年度、年度の協定というのは、我々がじゃ指定管理者に30年度何を望むのか、どんなことをやっているかときちんとうたうことでありますが、それは内訳としてはきちんと募集要綱のときに、特に今回の募集要綱は非常に細かい要綱をつくったというふうに私思っています。

というのは、本当に細部にわたる時間がないということもありましたので、しっかりと細部にわたった要綱を示しておりますので、それに基づいた協定を結ぶ予定でおりますので、今、担当申しますのは、多分そこまででき上がっていないのでということを行っていると思いますが、我々も協定につきましては、しっかりと議論して精査させてもらって、まずは30年度しっかりと業務は執行できるような体制はとっていきたいというふうに思っております。

ひな形としては、今、骨子はありますけれども、ただ、最終段階には至っていないことは多分担当の申し上げたことだと思いますので、ひな形についてはお示しすることは可能ではありますが、今作成中でありまして、一定のラインできましたら、またお示しすることは

可能だと思っています。

○2番 板倉浩幸君

中村議員のバトンタッチというわけじゃありませんけど、指定管理、今協定書の話出ました。委員会の中でも僕も聞いて、協定書があっても、本来はおかしく、協定書の案ですよ。であって、同時進行で進んで、協定書も議員に見せて、議会で、それをもとに今議会に提案されている指定管理、本当にいいのか、やっていけるのか、失敗は許されないということがあって、それで判断をしたいと言っているの。それがいいから、じゃどうなんだ、募集要綱の中に書いてあって、協議会でも説明がありましたけど、それでいいのかと、じゃ僕らが議員として判断する材料が足りないんじゃないかということを知っているんです。

○副町長 河瀬広幸君

確かに協定書そのものというのはまだ作成中ですので、なかなか細かいところまでは今お示しできないという条件ありますので、それは予算計上いただく段階できちっと精査し、年度の当初に向けて事務を進めていきたいというのが今担当のお考えであります。

もちろん、これは指定管理のお話は2年11カ月まずやっていただく中に、どれだけ実行力が示されるのかとありますので、それをやるのが基本でありますので、なかなかその協定書の案までが今のところ詰めておる段階でありますので、できたのはありますから、具体的にお示しすること今はできませんけど、基本的には今までやってきた議論の中の集大成でまとめ上げていきたいというふうに思っております。

○2番 板倉浩幸君

本来だったら、その仮協定があって、僕らもちゃんとそれを見て判断させて議決をいただくというのがやはり筋じゃないかなと。大きい市町村や市になってくると、その辺、今までも指定管理ずっとやっていて、民間の。ガイドラインもあって、的確に処理をされているんですけど、今回初めということで、なかなかそこまで町としても動いていなかったのが現状だと思うんですけど、しっかりガイドラインにちゃんをつくって、これから。

もう一つ聞きたいのが、今回指定管理についてなんですけど、今回、観光交流センター、初めての民間の指定管理で行って、今後誰かの、ほかの議員の代表質問でもあったんですけど、ほかにもやはり、佐藤議員だったかな、ほかにも図書館にしても、給食センター、いろいろなところの指定管理の話が、今のところないと思うんですけど、出てくる可能性があるということで、その辺、今町としてどんなぐあいに今考えているのか、指定管理者制度自体を。その辺をお願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

板倉議員の質問にもありましたように、代表質問でもありました。いろいろな方から質問をいただきまして、指定管理者制度、町にとっては初めての民間の指定管理であります。今まではシルバー人材センター、社会福祉協議会ありましたが、今回は本当の民間の団体に指

定管理をしますので、そのことを踏まえまして、お約束したとおり、ガイドラインを早急につくる、それは今後町が持っている公共施設、いろいろな用途がありまして、目的も違います。そんな中で民間の施設を導入したほうが、よりその施設の機能の効果を発揮する、なおかつ効率的にはできるという話になれば、これはどんどん指定管理を導入すべきと思っておりますので、我々もしっかりと30年度には、そのガイドラインの発生と、その道筋をつけて、これからその指定管理のあり方について、しっかりと勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

指定管理、大きい本当、市町村、どこでも、特に隣の愛西市なんか指定管理をどんどんやっています。図書館にしても、公民館の維持管理にしても、指定管理導入どんどん進めております。いいものと悪いもの、指定管理のほうがいい、悪い、絶対あります。特に、図書館にしても、給食センターにも、これについての指定管理、僕もお勧めできません。やはり民間が入ると、どうしても利益優先になって、特に図書館なんか、僕もほかの自治体、特に先行してやった海老名市なんかの図書館見に行きました。TSUTAYAが入って、スタバが入って、本当に利益目的で実際に本も売っていて、これが本当に公共の施設と思うような施設ですので、その点、指定管理には十分検討することで出してほしいと思います。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

指定管理の件は、常任委員会等々でいろいろ聞いてまいりましたんですけど、今おっしゃることもよくわかるんですけど、我々の、僕の理解といたしましては、募集要綱に細部にわたって書かれていたと、それを検討の値にしてきたというのは、これ私の考えですね。それを今度また募集要綱を仮協定のもとにされると言うんですけど、そのときに出てきたものを、これはどうなんだ、どうなんだと、僕はそこで判断をできないと思うの、僕らに回されても、そのときに。これは確実に1年間されて、モニタリングという制度を設けてあるんだから、そこでやって、初めてわかる部分も多いもので、これはちょっと難しいなと僕はそう感じているんですけど、そのモニタリングということはきちりやっていたかかないといけない。そういうことを今感じておりますね。皆さんの意見を聞いて、ごもつともな意見ですけども、常任委員会に出てきた資料というのは、自分で集めた資料等々もありましたけど、やっぱり募集要綱がもとだな、それに沿って応募をしていただいておりますもので、それをないがしろにした協定書というのはないと思っておりますので、僕は性善説で行くもので、そういう感覚で受け取っております。

そして、もう一つ、ちょっとお聞きしたいのは、観光協会、これは139ページですか、観光協会に補助金1,100万円ついております。それで。これちょっと町長にお聞きしていきたい

いんですけれど、観光協会のこれからのあり方ですね、やっぱり今見ていまして、どうしても事務局長も再任用だし、そして、職員も1人は町の職員だし、1人はどういう位置づけかわからない、団体職員みたいな感じになるのかな、1人の方は。この程度で観光協会を運営しているもので、そして場所もふるさとの横ということで、これからはやっぱり商工会館なり、どういうんですか、1階の部分なり、せっかく交流センターができたもので、1階の部分が少しあけられるんじゃないかなと思うの。そうしたら、そちらにちょっと観光協会を移転させていただいて、やっぱり商工会と直でつながるような、何か横の流れがスムーズに行くような組織づくりをしていただきたいなと思っているんですけれど、そこら辺は町長お考えいかがですか、これからの観光協会のあり方ということで。

そして、指定管理と中身が少し観光協会のほうが重なっている部分があるもので、今回のパンフレットつくったり、町のマップをつくったり、指定管理のほうでそういう要望されていますもので、町のほうから。観光協会とちょっとリンクするなど。それで、ここら辺の整理もちゃんとして、観光協会というのは、町の観光協会というのは、もうちょっと大きな目で見て何をするんだぞとか、こういうことをやっぱり今の現会長、加藤徹さんにも、優秀な人だから、何とか観光協会独立に向けて、本来の。そういう話をしたいなと思っておりますけれど、その辺は、町長のお考えをお聞きしたいなと思っております。

○町長 横江淳一君

それでは、戸谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

観光協会の補助金1,100万円、100万円ほど多いわけでありまして、この観光協会のあり方についてご質問をいただきました。平成27年までが私は実は観光協会の会長をやったございました。そのやっている中で、観光協会のこれからの考えたときに、首長が観光協会をやっていることに対しては、決して悪いことではないとは思いますが、将来を考えたときに、観光事業、それから観光行政が行き詰まる可能性が出てくるであろうというふうに考えました。そういう意味で、28年度から観光協会の会長さん、今おっしゃるように、加藤さんをお願いをし、ここまで来ているわけでありまして。

この観光協会と商工会、そして町の行政とがしっかりとトライアングルで結びついて、観光行政並びに観光協会の行政たる観光、これをしっかりと結びつけて、これからも進めていく必要があるという意味で、今後、拠点をどうするかという質問であります。

今現在、観光協会は確かに独立しておるといふものの、再任用職員が当たっております。2年目の再任用職員でありますので、3年目ということは、多分考えにくい状況になりますし、今現在、観光協会の職員は、決して外部から来ているわけではなくて、臨時職員という扱いで今雇用をしております。観光行政として、うちの職員がその仕事の任に当たっているという、そういう使い方を今しております。

いろいろな観光協会を視察に行きました。そのときにはやっぱりNPO法人とは言いませ

んが、法人格を有して独立をするということが最終目標でありますし、今回、観光交流センターができたことによって、観光交流センターとまちなか交流センター、今ある蟹江町のいろいろな施設をそこに指定管理として逆にですよ、この先指定管理者として観光協会が法人格を持っていくというのがベストではないですけども、より、モアベターなのかな、それをできるだけ近づけぎみに、この30年度は一番重要な月になるのも事実だというふうに考えてございます。

やらなければいけないことはたくさんございますし、今、戸谷議員から指摘をされました観光協会と、それからいろいろなものをパンフレットで共有をしておりますし、望むところでもありますし、これも。ですから、ある意味、観光協会として何ができるか、観光行政として何ができるかをしっかりすみ分けした上で、観光協会の独立に向かってこれからも、事務所も含めてでありますけれども、考えてまいりたいというふうに、今の現在では思っておるのが現状であります。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

まさしく観光行政と観光協会というのは、やっぱりちょっと分離していかないと、行政が考える部分と観光協会が考える部分ではちょっと温度差があってもいいもので、そこにまた商工会何なりが絡んでいくと、3つのトライアングルになるような状態になっていただきたいのと、それがベターな方法かなと思っております。

ですから、独立に向けて、指定管理はなかなか最初から人員的にも難しいと思うから、なかなか難しいと思いますけれど、そこまでできるような団体というか、業界になるといいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

ページ数、137ページ、補助金の空き店舗活性化補助金として60万円計上されております。その下の地産地消促進補助金5万円、これの内容をお聞きしたいと思います。

それから、139ページ、これもげんき商店街の推進事業補助金ということで計上されておりますが、そのげんき商店街、県が200万円、町が200万円ということで、県の指導のもとにげんき商店街を、いろいろな事業をするわけですが、各発展会が。なかなか要綱が解釈ですね、県からおりてくる要綱の解釈が非常に難しく、3年同じ事業をしたらだめだよとか、少し変えればいいよとか、運用というか、この事業をやるに当たってのちょっと非常にやりづらいようなところもありますので、商工会から、これは担当商工会からですから、商工会からいろいろな話を聞くんですが、町のほうとして、この事業に対して、どのように指導してみえるか、各地域の発展会が盛り上がるようにしたいんですが、どのように指導してみえ

るかということですね。

それから、もう一つ、プレミアム付商品券の発行なんですけど、確かに販売すれば短時間で売れますので、さばけますので非常にいい事業かとは思いますが、例えばこれが商工会の関係ですね、商工会としてメリットがあるのか、商工会に入っている事業者としての、例えば売上に対するメリットがあるのか、それが金額が少ないですから、全所帯というんですか、蟹江町の町民に対して、この金額がどのように移るのか、一遍町のほうとしてはどのように考えてみえるのか、まだ事業の途中ですが、一遍聞いてみたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

蟹江町商工会に関します補助金の4つの事業に関してのご質問かと思えますけども、まず最初に、空き店舗の活性化事業でございますけども、こちら空き店舗の活用促進及び地域の活性化を図るため、空き店舗を活用して事業を営む場合、空き店舗の賃借料の一部に対して補助金を交付するものでございます。

こちら、空き店舗のほうの対策事業としまして補助金の交付要綱ができてございまして、最初事業を開始しまして、事業開始から3年間につきましては補助対象経費の10分の10を補助します。これは60万円を限度とさせていただきます。

続きまして、4年目以降につきましては、補助対象経費の3分の1以内としまして、20万円を限度として補助をさせていただきますというものでございます。

来年度につきましては、今、この3月末のところオープンをさせていただきます船入病院からちょっと北へ行きました八百勝と前スーパーございましたが、そちらのところの活用をさせていただくということでの予算が計上させていただきますのと、あと近鉄駅周辺のところで商工会のほうがもう1店舗、来年度やりたいわというところで、このように出させていただきます。

続きまして、地産地消の補助金でございますが、こちらにつきましては、地域特有の食文化を形成することで、地域及びその産業の活性化を図るため、食域食材を活用した商品、蟹江町におきまして、例えばイチジクでありましたりとかいったようなもののPR、啓発につきましの補助金のもので予算を計上させていただきますというものでございます。

続きまして、げんき商店街推進事業費補助金でございますが、こちらは議員がおっしゃられましたように、県のほうの補助事業でございます、県の補助金が2分の1、蟹江町が2分の1ということで、蟹江町の商工会が事業を受けまして、それに対して町のほうで補助金を出していくというものでございます。これに関しましては、予算計上時につきましては、商工会からヒアリングを行いまして、事業を認めさせていただきます、今回予算を要求させていただきますというものでございますが、来年度につきましても、7つの事業を計画していただいております。これは例年行っていただいております桜まつりを初めとしまして、あと弁天縁日といったところと、あと須成祭りに関連しましたイベントに関しましても、補

助金をしていくというものでございます。その中に、また空き店舗の補助金、対策事業等も入ってございます。

それと、事業に対しての指導でございますけども、こちら県からの採択を受けますときに、あくまでも3年ということではなしに、極力新規性をもった事業をやってくださいというところが採択の条件になっておりますので、毎年同じ桜まつり、桜まつりというものではなしに、それを通じた形でいろいろな企画をやっていただくというところで県のほうの採択を受けていくというものでございます。

続きまして、プレミアム商品券の発行の支援事業の補助金でございますが、こちらは昨年度もやらせていただきましたけども、1万円につきまして1,000円プレミアムをつけまして、1万1,000円、それを4,000冊、1人2冊というところで、去年は6カ所でやらせていただいております。それで、このプレミアム券の発行事業を行うことによりまして、消費が落ち込む時期にプレミアム商品券を流通させることによりまして、消費者にとりましては生活費の足しとなりますし、取扱店にとっては消費喚起につながれるというものでございまして、1冊の商品券のうち半分を小規模事業対策、小規模零細事業者の経営持続化に寄与することが見込まれるというものでございます。また、販売場所につきましては、6カ所と言いましたけれども、複数設けることで、住民に対しまして、購入する機会を多く与えられるというものでございます。また、商工会以外でも取り扱いができますが、これは商工会へ入っていただくようなメリットをつけていきたいと思いますというところでございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

空き店舗活性化補助金というのは、これは家賃に充当するわけですか、今のお話ですと。そうすると、今回八百勝さんのところで空き店舗を活用したお店というか、隣で事業、どういんですか、いろいろなことをやれるような空間もつくったんですが、これは先ほど言われたげんき商店街の一環でもあるわけなんですよ。

それで、実を言いますと、なかなか商工会サイドで一生懸命やっていただいておりますが、情報が出てこないんですよ。何をしているか、地元等々が聞かなければわからないとか、聞いてもわからないとか、そんなような状況があるわけなんですよ。だから、お金を出している以上、ある程度の把握、指導はすべきじゃないかと。要は、少し疑問、不満を持っておるわけなんですよ、地域で。その辺をどう考えるかということで、ちょっと聞いてみとるわけなんですけど、やはりげんき商店街の事業大事ですから、やっていただきたいし、盛り上げていただきたいんですが、やはり先ほど言ったように、情報開示とか、指導とか、そういうのが非常に悪いというふうの一部現場では、そういう思いもあるわけなんですよ。いいところもあるかもしれないけど、悪いところもあるわけなんですよ。ですから、その辺を町のほうからお金が流れていっているわけですから、その辺の把握をきちっとすべ

きじゃないかということでお尋ねしたんですが、ちょっと悪いような気がするんですよね。もっとコミュニケーションをとっていただいて、現場が何をやっているかということを確認していただきたいというふうに思います。

それから、プレミアム商品券、確かにこれ活性化になると思うんですが、例えば、単純に言いますと、地域の事業として、例えば国から2分の1、県から2分の1、町が4分の1ですか、県が4分の1、2,000万円の事業ができるわけなんですよ。その事業に、2,000万円の事業に見合う、匹敵する事業を、このプレミアム商品券でやっていかなければ、ちょっと意味がないんじゃないかなと最近思うようになったもので、その辺は、見解はどうなんですよ。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

すみません、ちょっとおっしゃっていることわからなくて、もう一度お願いします。

○11番 吉田正昭君

すみません、説明が下手で申しわけないんですが、何がわからないんでしょう。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

2,000万円というのはどこから出てきた金額なんですか。

○11番 吉田正昭君

例えば、土木事業等々であれば、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の事業があるじゃないですかということを行っているわけです。それに匹敵する事業なのかどうなのかと聞いているわけです。プレミアムが500万円使っているから、そのような事業に匹敵するのかと聞いているわけです。

(「効果がないんですよ、効果が」の声あり)

いや、効果がどうか、効果はありますよ、売れるから。すっとはけるからいいと思うんですけど、その辺をどのような見解を持ってみえるかということを知りたいわけです。

単純に言えば、ふやすより、やっぱり今言ったように、2,000万円の事業をやったほうがいいんじゃないかと。土木事業で2,000万円の事業をやったほうが、その地域にとってはいいんじゃないかという考えもあるので、その辺をどう考えてみえるかということです。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

大きな事業ですと、そういったこともいいんですけども、あくまでも個人事業主さんがなかなか消費の拡大ができていないというところがございますので、このプレミアム付の商品券を発行させていただくことによりまして、いろいろな商店さんが少しずつでも店に来ていただいて、少しでも潤っていただく、また、その店へ足を運んでいただくことで、その店がまた周知ができるというようなこともございますので、事業効果につきましては、そういったところ、各零細企業だとか、個店のお店なんかのPR、啓発というところでの効果ではないのかなというふうに思います。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、142ページから159ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

すみません、6番 戸谷でございます。

153ページ、ちょっと待ってくださいね。ちょっと待ってね、見えないから。

近鉄駅前周辺整備事業のことです。少し提案があるんですけど、整備事業が始まります、ことしから。そういう予定になっていると聞いております。だけど、一般の住民の方から見ますと、どういう整備をされるかというのがなかなかわかっていない。そこで少し提案があるんですけど、せめて絵図ぐらいつくっていただいて、各町内会の回覧板、町内会の掲示板ですね、こういう形になりますよと、近鉄駅前のロータリーはこういう形になりますよと。そして、できましたら近鉄構内のどこかにも張らせていただいて、せっかく駅前がきれいになるのに、蟹江町の駅前はこのぐあいにきれいになっていきますと、広くなりますと、これもPR効果ですから、そういうことも考えていただきたいなと思ひまして、今手を挙げさせていただきました。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今のご質問にお答えをさせていただきます。

今、毎月近鉄のほうとも打ち合わせをしております、その辺のお話もやっぱり出ておりました、今鳥瞰図という完成図をつくるような今業務も準備をしております。それが完成されれば、駅構内にも張るということで、近鉄からも要望がありますので、そのように対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ぜひそのように、それをなぜやっていただきたいかと言うと、せっかく駅前がきれいになるということは、他の市町村から来られた方々も、これから蟹江町に多少は住んでみようかなというようなPR効果もあると思いますから、そしてまた、ロータリーが使いやすくなるというイメージになると、またほかのところからも集まってくる可能性があるかと、そういう期待もしておりますので、ぜひそういうのは進めていただきたい。

まず、それと、各町内に皆さん方が使われるところですから、こういうぐあいになりますと周知徹底、こういう形になりますよと。質問がいっぱい来ますもので、タブレット持っていますと、昔のあれを出して、こうなりますよということは言えますけれど、そうじゃなかったら、ほとんど口で、ここがこうですよという話になってしまうもので、そうじゃなしに、各町内会にせめて回覧板ぐらいは回していただきたいと。皆さんがお使いになるところです

から、よろしく願いいたします。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

145ページの道路台帳整備事業ということで、補正業務委託料とか、システム借上料という項目がありますが、これはどのような内容かお聞きしたいと思います。

それから、次、147ページ、やはり道路新設改良事業ということで、ここで委託料として測量調査とか物件調査ですね、それから町道用地購入費とか町道改良工事、物件移転補償費とか、いろいろな予算が組んでありますが、これは新設道路ということで、今回、新設されるのか、道路をどのような内容で予算計上されたかお聞きしたいと思います。

それから、あと149ページ、交通安全施設等設置事業ということで予算が上がっておりますが、これはカーブミラーもこの中に含まれると思いますが、全体的にカーブミラー、最近ちょこちょこ新設されているのを見ますけど、どのような、多分町内会から上がってきたということにつけられると思うんですが、町独自につけられるところもあるかどうかということを一遍聞いていきたいと思います。

それから、あと151ページ、委託料、下のほうなんですけど、空き家等対策委託料ということで228万円計上されております。これは何をされるのかなと、一応空き家の調査はしたわけですが、今年度も何かどこかに委託して、外部に委託して、どのような、調査をされるのか、何をされるのかお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

土木農政関係で、3つほどのご質問かと思えます。

まず最初に、道路台帳の補正業務委託事業の内容でございますが、これにつきましては、毎年道路改良、それから幅員、それから側溝整備等、道路工事を行っております。その道路工事の内容を道路台帳に更新をして、毎年道路台帳の更新を行うという業務でございます。

それと、道路台帳のシステムの借上げ、こちらのほうにつきましても、電算というのか、パソコンの中で見えるようになっておりますので、そのシステムの借上料でございます。

それから、次ページの147ページの測量委託業務、町道用地から道路改良工事の関係でございますが、まず、測量調査委託料でございますが、これは年間何十件という道路境界、水路境界もございまして、境界確定の補助といたしまして、公共嘱託登記土地家屋調査士協会への境界確定の確認の委託業務と、それから官民境界の選考調査ということで、二本立ての委託業務でございます。

それから、町道用地の購入の関係でございますが、これは道路の改良工事等を行った際に、道路の隅切りですね、そういう隅切りの用地代というふうで計上をさせていただいております。

それから、道路改良工事の物件移転補償、それから占用物の物件移転補償につきましても、

道路改良工事の中で物件移転、支障移転ということでお願いするときの補償金、それから占用物件、大きく言えば、電柱だとか、中電柱の移設がえの費用に充てさせて、計上をさせていただいております。

それから、あと149ページの交通安全の施設の関係ですが、議員が言われますように、カーブミラー、それからガードレール、照明等の設置、交通安全対策での予算計上でございます。予算書のほうにございますように、交通安全施設設置工事、それから交通安全対策費ということで、二本立ての業務で、工事で計上をさせていただいております。

確かに町内会からの要望、それと一番大きいのが、教育委員会を中心といたしまして行っております通学路交通安全プログラム、これが直近ですと27、28、29、3カ年で1スパンということで、各小学校区の通学路の点検をしていただきまして、そちらでカーブミラーの設置、それから道路の舗装のでこぼこだとか、それからカラー舗装、それから信号機の点灯という各要望が、各小学校から上がってきたときに実行をしていく予算計上はこちらになります。

それから、先ほどの交通安全プログラムでございますが、平成30年度からまた30、31、32の1スパンということで、教育委員会を中心として、メンバーが各小学校の代表者、教育委員会、それから安心安全課、土木農政課、それから海部建設事務所の道路整備課、道路維持管理課、それから名古屋国道事務所、それから蟹江署の交通課の方に集まっております。

それから、町単独でカーブミラーを設置するのかというのでございますが、ここつけたほうがいいよね、役場でというのもございますが、皆さんやっぱり危ない交差点というのは、地元から上がってくる要望箇所と、それから土木のほうで道路パトロールを行ったときに、やはりここも危ないよねと言いながら、結構同じ箇所が多いものですから、単独でここを先行してつけましようとかというよりも、地元に上がってきた要望、先ほどの交通安全プログラムの通学路の安全対策から上がってきた箇所を最優先としまして、カーブミラーだとかガードレールの対策を行っております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

続いて、空き家対策委託料についてご説明をさせていただきます。

この予算については、今年度から策定を実施してございます空き家等対策計画の2カ年目の作業となります。平成29年度は素案の作成ということで、現在、作成中でございます。この素案を、空き家の協議会等、また今後実施します、パブリックコメントをやっていまして、住民の意見の反映等で修正をする予定をしております。その修正後のものを完成版として、今年度公表をする予定をしておりますので、またこの計画が完成されれば、計画の

概要についても、パンフレット等で住民の皆さんに周知するような形で配布をしようと今考えてございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

道路というのは、非常に大事なものですから、その都度その都度測量して管理をするということですね。そういう意味で道路台帳整理とかいろいろされると思うんですが、先ほども空き家対策の説明を受けたんですが、空き家対策も順次進んでいっているんですが、やはり道路に関して、私がいつも言うように狭隘道路の関係ですね、これ、ところどころによっては、狭隘道路も測量したり、いろいろなことをしていると思うんです。ですから、あわせてそのような事業要綱等もつくりながら、道路に関しての、結構な予算、道路に使いますので、あわせてそのようなことも進めていっていただきたい。要は狭隘道路の要綱ですね。それをつくるのが一番簡単じゃないかなということも思いますし、この中で例えば移転工事と、それから町道の用地、隅切りですね、これも狭隘道路に関するような項目とダブリますので、1つ別に大きな予算枠をつくっていただくなり、事業計画をつくっていただくなり、何かしていただきたいなというふうに思っております。

それからもう一つ、交通安全プログラムですね。これって保育所周辺は入ってますでしょうかね。先ほどの話ですと、小学校区ということですから、学校を中心にした保育所等も当然入っとなるように思うんですが、やっぱり小さなお子さんを持ってみえる人にとっては、先ほど言いましたように、狭い道路等々は、非常に安心して例えば学校に通わせるとか、塾でも行かせるとか、いろいろなことの心配が多いような気がしますので、どうしてもその辺を私もちょっと心配しております、どういふものかなと。保育所も入っているかどうかお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、狭隘道路の要綱の関係からお答えをさせていただきます。

確かに今年度の当初予算での狭隘道路の要綱に付随する予算計上は、されておられません。ただ、12月議会での議員からのご質問で、狭隘道路の整備に関する要綱をとということで、私が、近隣の市町村の要綱を参考にしながら作成をしていくというふうにお答えをさせていただきました。

先般、2月21日に、狭隘道路の解消をメインテーマといたしまして、愛知県土地家屋調査士協会の主催する研修会のほうに、議員も出られてみえたかとは思いますが、この要綱に関しまして、産業建設部一体で、土木農政課、まちづくり推進課の2課でございますが、一体となって検討していくということで、まず先駆けてこの研修会に参加をさせていただいております。この狭隘道路解消の研修を受けさせていただきます、今後、2課の産業建設部内で検討を行い、要綱を制定した折に、改めて必要経費の歳出のほうを予算計上させ

ていただきたいというふうに考えております。

それと、交通安全プログラムでございますが、確かに交通安全プログラムのメンバーの中には、保育所に関係する方の代表者は入ってございません。ただ、各小学校の代表ということで、各小学校区ごとに保育所がございます。その保育所の近隣も、通学路の交通安全プログラムというものの、学校が定めた通学路だけではなく、子供たちが通る道路というふうで、一体となって判断を見ていただいておりますというふうに考えております。その関係で土木農政課も入っておりますし、他の庁舎内の関係各課も入って、この交差点は危ないですよというふうで、どのように改善していったらいいかということで検討を行っておりますので、保育所近辺の交差点が検討する交差点というのか、カーブミラーを設置する箇所から外れるということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

狭隘道路の件に関しては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの、要はカーブミラーを例えに出したんですが、やはり狭い道路ですと、どうしても親御さんが心配しますので、特に安全施設ですね、それを充実していただきたいということでお願ひしておきたいと思ひます。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、160ページから169ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

163ページですが、十四山にあります指令センターに負担金というのを毎年出して運営しておりますが、今年度、負担金が非常に増額となっておりますので、この増額が3倍ぐらいになっているのではないかと思いますので、この増額の理由の説明、お願ひします。

○消防本部総務課長 山田 靖君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

通常ですと、おおよそ1,000万円から1,100万円ほどの負担金の額になってございますが、次年度の平成30年度におきましては、部分更新をさせていただくということで、システムの部分的な更新で、機器を更新させていただくということで、平成25年開所以来、約5年ほど経過いたしまして……。

(発言する声あり)

申しわけございません。じゃ、初めからお答えします。

通常ですと、1,000万円から1,100万円ほどの負担金でございますが、次年度に限りまして

は、若干多くなって、3,641万1,000円というところの金額になってございます。この主なものといたしましては、指令センターの機器と、それから消防署にございます機器の、パソコンとかプリンター関係の機器の更新を部分的に行うということで、通常よりも増額となっております。これは平成25年度に指令センターを開所いたしましたので、約5年ほどが経過いたしましたので、24時間、常にシステムを確実に・迅速に機器が操作できるように、部分的な更新をさせていただくために2,500万円ほど増額となっているものでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

これは関係市町で負担金を出してますから、蟹江町だけじゃないので、蟹江町が3倍になっているということは、もっと大きなお金で3倍になつとるはずですよ。今の説明だと、24時間体制にするとか、パソコンとかプリンターを充実するとかという理由では、ちょっとこれ考えにくいですよ、この増額分に対する説明としては。

それと、じゃこれは今年度だけが増額であって、これから毎年は、見通しとしてはもとに戻って1,000万になっていくのか、一過性の増額なのか、これが継続的な負担額になるのかということをお願いします。

それから、もうちょっと、ふえると、もとでもっとふえるわけだから、今の説明で、そんなにお金がかかるんだろうかと思うので、もうちょっとお願いします。

○消防本部総務課長 山田 靖君

全体的にどの消防本部も同じような増額で、あとはセンターの設備に限りましては、これは均等に負担割合が決まっていますので、同様に上がっております。

あと、個別にそれぞれの消防本部ごとに設備が違いますので、それぞれ持っているものに対して、自分のところが個別で整備しているものも合わせますと、やはり全消防本部、増額分は同じほどの金額になるかと思えます。蟹江町は設備自体が少ないので、やっぱり若干、全体と比べれば少ないですけども。機器の整備ですけども、こちらは一応、今年度、6年目に当たります30年度に部分的に更新をさせていただくということで、こちらは、先ほどの説明と同じになっちゃうんですけども、安定的に24時間体制で確実に119番通報を受信して、その受信したものを指令を出して、確実に災害現場などに向かえるようにするために、パソコンですとか中のハードですとか、そのようなものを部分的に更新をさせていただくというものでございます。

それからあと、翌年度以降に関しましては、また保守とかそういうところで、昨年、一昨年、1,100万ほどの負担金の額になりますが、約10年ほどで再度、機器のほうもう更新を迎えてくるということで、これはやはり製造メーカーのほうも部品の供給ができなくなってくるということで、10年目をめどで、また更新をさせていただくという計画になってございます。

以上でございます。

○消防長 奥村光司君

すみません、補足説明させていただきます。

今回、指令センターの負担金なんですけれども、今回、30年度に限ってこれだけの費用がかかるということです。機材が5年に1回更新されますので、その更新の費用ということで、30年度に限って更新されるということで、その負担金の合計が2億4,740万5,000円でございます。それぞれ5消防本部で割りますと、津島市は4,655万、それから愛西市が4,981万、蟹江町が3,641万1,000円、それから海部東部が6,550万4,000円、海部南部が4,908万9,000円という負担金の内容でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

全体をわかるのはちょっと難しいんですけれども、これ始めて、25年度だから5年経過しているんですけども、5年しか経過してないのに、その機器の更新にこれほどのお金がかかるという意味なんですか、これはこんなにも、5年しか経過しておりませんのにね。それなのに、3倍近いお金が更新費用としてかかるということなんですか。

あと、それともう一つ、じゃ24時間体制という話が、今、出ましたけれども、じゃ今、何時から何時までの対応で、今現在の対応と24時間になる前の対応とはどういうふうでしたかね。その辺のところをちょっとお願いしたいんですけれども、対応状況。

○消防長 奥村光司君

すみません、指令センターの機材は、一応モニター等、液晶のパネルを使ってまして、これはずっと24時間つきっぱなしなんです。そうすると寿命が、大体5年ぐらいでモニターがだめになっちゃうんですね。

(「全部あそこの指令センターの前にあるあれが、5年で……」の声あり)

液晶パネルだもんですから。その交換もしないといけないし、パソコン自体のパネルの交換をしないといけないもんですから、それだけ費用がかかってしまうということです。

(「大体わかりました」の声あり)

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、170ページから217ページまでの質疑を受けます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

171ページなんですけど、教育委員会管理費でもいいんですけれども、ちょっと小学校のことでお尋ねをするんですけど、4月から新学期が始まりまして、またクラスがえがありまして、いろいろと子供たちも変わっていると思うんですけども、別に私、親御さんから聞いたわ

けじゃないものですから、余りはっきりとしたことはあれなんですけど、ちょっとお伺いするんですけれども、学校の担任の先生の話なんですけれども、昨年、蟹江の中の小学校の、A小学校としましょう、A小学校で、余りよくなかったというのか、ちょっと問題があったというのかどうか知りませんが、B小学校のほうにその先生が変わって見えただけなんですけど、やっぱりその先生は、B小学校でもいろいろと、子供たちとのあれがうまくいかないわけですね。それで、ことしというか29年度ですね、1年間そのクラスは、本当に先生と子供たちがぎくしゃくしとるという状況が続いたわけですね。

その先生も、実際、授業という、授業ができないわけですね。それでほかの先生がかわって各科目をやっておるとい状況が、何か続いたということを知りたいんですけど、教育委員会のほうには、そういうあれは入っていませんか。

○教育長 石垣武雄君

ただいま言われた、多分、蟹江町内から蟹江町内の小学校へということで把握はしておりますけれども、先生方の人事につきましては、海部地区4市1町2村、この全体の中であるということで、そのあたりが、ですから蟹江町から蟹江町という場合と、蟹江町から津島市とか、いろいろな人事があります。そういうようなこともあるわけですが、基本的にまずはもとの学校と言ったらおかしいですが、転出になったと。ときたま、Bの小学校に移ったときに、やはり先生の指導力不足ということは、否めない事実であります。ですので、その管理職等々、指導しておるわけですが、いかんせん、その先生が教育センターでの指導を受ける場ではないものから、学校の先生で一生懸命頑張ってもらっている状況でありますけど、保護者から見ると、どうしてというようなこともあろうかと思っておりますので、またそのことにつきましては、学校、そして教育事務所との話し合いの中で、指導をさらに深めながら進めていきたいと、今現在は思っておりますが、そんなことでよろしいでしょうか。

○8番 黒川勝好君

ということは、やっぱりそういう話が上がってきとるわけですね。

子供たちは、担任をかえれんですよね。1年間、どうしてもそこでやっていかないかんもんですから、非常に子供たちにも負担が大きいわけですね。ましてや前の小学校のときにも、いろいろと問題があった先生が、また同じ町内のB小学校のほうに来て、同じことをやるといことになると、どうしても、親御さんたちは敏感ですよね。ですから、また子供に、変な言い方ですけども、要らん知恵をつけるとい変な言い方になるかもしれんですけれども、親から、あの先生は前の学校でどうのこうのとい、そういうのもやっぱり子供たち、敏感に聞いてくるわけですね。そうすると、本当にどうしようもなくなっちゃつとるといのが現状みたいですね。

ですから、そうわかっているんでしたら、それなりにやっぱり何か早いうちに手を打って

あげると。これももう2、3年前にも、B小学校でも何でもいいですけども、蟹江町内の小学校で、その方は新しい、まだ若い先生だったんですけども、その人も子供たちとうまくいなくて大変な思いをした。それでまた2年ぐらいたったら、またそういう先生がその学校へ来て、いろいろと苦情というか、子供たちも大変なんですよ。ストレスがたまるんですよ。

ですから、この4月に始まりますので、きちっとした体制で、そういうことの起きんように配慮願いたいということです。

(発言する声あり)

結構ですよ。

○教育長 石垣武雄君

本当にありがとうございます。また新年度始まって、多分担任さんもまたその学校の中で、校長先生いろいろ考えをめぐらせて、学年主任さんも含めて、学年配当ということで、この春休みというのは校長先生、教頭先生が1年間で一番頭を悩ますと言うとおかしいけれども、どのようにしようと。何しろ配当された先生の中でいかにやっていくかということですが、今おっしゃられたことも十分また踏まえまして、少なくとも教員で1年人事というのはありませんので、指導しながら、3年以上ですと、新任は6年までおらないといけませんけれども、そうでない先生方については、3年から10年という期間がございます。そのあたりもまた教育事務所のほうとも話をしながら、そういう言い方をしてはいけません、町内において、他の市町村との広域人事ということでありますので、蟹江町外って、そういうことを言うてはいけませんけれども、いろいろなかかわりがありますし、またよその市町の先生で蟹江町にお見えになる方もありますので、私ども教育委員会としては、指導主幹もおりますし、あわせて、そういうような学校と協力しながら、保護者に信頼される先生、学校にしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は179ページ、小学校のAEDの借上料、185ページにも中学校のAEDの借上料が載っております。そういう意味で、このAEDについての取り組みについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

全国でも突然の心停止から命を救うために、心肺蘇生のAEDの知識と技能を身につけるためにも、大変重要な取り組みだと思っております。

今、全国の学校でも、毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しているとお聞きしております。また、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによりまして、傷害の悪化を防止することができることも明記されているところであります。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度の実績で小学校が4.1%、中学校が28.0%と、非常に少ない状況になっているところであります。

そこで、私たちの町であります蟹江町において、児童・生徒の、そして教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育の普及、そして推進についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

AEDについてということでございますけれども、来年度予算につきましては、これまでですと各小学校等に、職員室等にAEDを設置しておりました。来年度はそれにプラスアルファをしまして、体育館のほうにも1台追加ということで、2台目のほうの設置をさせていただくという、社会教育施設の行事等があったときでも使えるような、そういうようなことも含めまして、そういった想定でAEDの方、増加をさせていただいておるところでございます。

また、研修等につきましても、各小・中学校等、PTAとか、そういったようなところで、先生も含めてAEDのほうの取り扱い等の研修等を、もう実施はしておりますけれども、今まで以上により、こういったようなことが、万が一のときのために、今以上の研修等も力を入れて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか進めていただきたいわけですが、29年3月に告示されました中学校の新学習指導要領、保健体育科の保健分野での応急手当、こういったことを適切に行うことによって、傷害の悪化を防ぐということが言われておりますが、これは教育長に聞いたほうがいいかもわからないですけれども、学校のほうでは、このことについて、中学校だと思っておりますけれども、行われていることがありましたら教えていただきたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

29年3月ということは、新学習指導要領ということで、それに向かって移行措置の期間ということですが、当然このあたりについては、養護教諭の先生も含めて、体育の先生も含めて承知はしているところであります。

ただ、今、先ほどちょっとAEDのこともあったんですが、子どもたちが実際に、私たちもちょっと応急手当のことをやったんですけれども、そういうことはやっておりませんが、そういうことも含めて考えていかなあかなんかということも思っていますし、またそういうような授業というか、項目が入っている以上、やっぱり学校では、そのあたりについて、中学生に対して教えていかなあかなんかというのを思っています。

○1番 松本正美君

ぜひ取り組んでいていただきたいなと思います。

それと、先ほど体育館のほうに設置をしていくというお話がありましたが、今、全国でも校庭、グラウンド、そういったところの近くにAEDがないところが多いということで、校庭の近くにAEDを設置する学校もふえてきているとお聞きしていますが、この件に関しては、どのように思ってみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

今、校庭の近くにもというお話ですけれども、まずは来年度ですけれども、まず体育館のほうで、まずはその状況等を見させていただいて、ちょっと今後の課題とさせていただきたいと思います。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですから……

(発言する声あり)

○2番 板倉浩幸君

181ページの小学校の扶助費について、中学校の扶助費もそうなんですけれども、入学準備金については、もう前倒し、今回していただきました。それについて、あと給食費の補助と新入学の扶助も増加の予算となっております。これ支給の増額があったのかと、あと最後の5番の校外活動補助について、前年までなかった科目ですけれども、これについて詳しくお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

扶助費についてご質問をいただいております。

まず、給食費の関係ですけれども、これまでですと給食費のおおむね75%のほうあたりを補助しておりましたけれども、来年度は100%補助というような形で増額をさせていただいておるところでございます。

また、先ほども話がありましたが、新入学の学用品費等ですけれども、前倒しをして、今年度から、この3月ですか、実施をさせていただいておるところでございます。また、そこら辺の単価等につきましても、補助の単価等のそごを鑑みまして、前年度に比べて単価的には大きくアップをさせていただいておるところでございます。

また、校外活動費の補助の関係ですけれども、これまでですけれども、こちらのほうはありませんでしたが、来年度、宿泊を伴うものということで、こちらのほうを新しく計上させていただいたというところがございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

大きく前進ということで。

就学援助については、給食費、蟹江町と津島、なかなかおくれた面があつて、指摘したわ

けすけれども、あと入学準備金の単価の引き上げも、これって準保護世帯で、保護世帯と同様の金額になるということによろしいんですか。

あと、前々から言っていた宿泊に伴う校外活動費ということで、これも補助の対象、扶助費の科目に入るということによろしいでしょうか、そういうことですね。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

先ほど新入学学用品等の補助単価等も、補助金等のほうの単価を使用させていただいております。

また、校外活動費等も、今回は新しく設定をさせていただいたというようなところで、計上させていただいたというところがございます。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

185ページの外国語指導ということについてお伺いしますが、予算的には昨年に比べて100万円ぐらいプラスになっているだけなんですけど、この外国語の指導については、以前にも説明があったところではありますけど、具体的にどういう人員で、どういうふうに回していくのかということなんですけど、ちょっと具体的なことがわからないものですから、どのように30年度、この外国語の指導に対してやられるのかお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

中学校の外国語指導のALTの関係でよろしいでしょうか。

(「小学校も含んで」の声あり)

小学校も含めてですね。

小学校と中学校の外国語指導業務の委託料ということで、予算額をふやさせていただいておるところでございます。特に小学校等については、新しく学習指導要領の改訂等が今度控えておりまして、その関係で30年度からも外国語の授業の時間数が、小学校3年生・4年生、これまでなかったものが、15時間行うこととなります。また、小学校5・6年生につきましても、35時間でありましたものが50時間ということで、時間数のほうが増加ということになっております。

そういった関係もありまして、時間数がふえることで、ALTのほうですね、外国語指導助手のALTの配置時間を平成29年度の倍近くに、予算等をふやして充実を図っていくというようなことで、今回は対応させていただいております。

こちらのほうにつきましては、ALTの配置に関しましては、小学校の先生方、教員との密接な関係が必要なものですから、そこら辺の授業の準備とか、そういったことも含めてコミュニケーションをとって、より英語の授業がうまくいくようにというようなことでお願いをしているところでございます。

中学校につきましても、同様に外国語の授業のほうを充実をさせて、国際化社会に向かうような人材を育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

英語教育の体制が十分とれていけるのかどうかということは、一つの問題だと思うんですが、今のお話ですと、中学校に従来から外国人の先生1人来てもらっていますので、その先生を中心に回していくというやり方で、100万円ぐらいふえているのかなと思うんですけども、以前、新蟹江小学校の英語の授業を見学させていただいたことがあって、担任の先生、本当に英語を上手に、一生懸命やってみえて、大変だなというふうに思ったんですけども、先進地と言われるところは、名古屋市もそうですけれども、日本人の英語のできる先生を、待遇的には、ちょっと一般職の待遇ではないと思いますけれども、採用し、そして各小学校の英語の授業に参加させて、一緒に担任の先生とやるという取り組みをしているわけですけども、ちょっとそれぐらいまで持っていかないと、効果というのはどうなのかなというふうに思うんですけども、新たにそういうようなシステムというか、やり方を導入して、英語教育に力を入れるというお考えは、教育長、ありますか、ないですか、どうですか。

○教育長 石垣武雄君

まずは、今までのところの時間数を増加してやっていくということです。小学校は小学校で、また別個の先生が回ります。そして、中学校は今までのところに時間数をふやすということで、日本人で中学校の英語の免許を持ってみえる先生は、日本人でも結構みえますけれども、私ども、まず人事については、そういうこともお願いしておるんです。新蟹江も多分、中学校で英語をされた先生がしたいと手が挙がる、それからほかの学校でもぽつぽつあるわけではありますが、それはそれとして、基本的には、中学校ですと英語の先生が中心となって、ネイティブな外人ということですね。それから、小学校においても、基本的には今までもそうですが、まず雰囲気の子供たちが外国人というイメージ、これはやはりヨーロッパ人やアメリカ人とか、そういう方々だろうということで、選定についても、時たま英語をしゃべれる人であっても、以前あったんですが、香港だったかな台湾の方が、そういうようにALTでいるということについては、そのあたりも含めて、より外人らしいと言ったらおかしいですが、アジア系じゃなくて、やった覚えがあるわけでありまして。

それで、今、基本的には小学校で教える場合は、中学校は英語の先生、小学校は、基本的には担任の先生が持つということで、いつとき担任の先生が、極端に言いますと高学年は嫌だよと。そういうようなところがあったんですが、いろいろな研修とか文科省から出ているそういういろいろなCDも、補助教材も出てきておりますので、それを使いながら、そしてまた小学校、先ほどありましたそういうALTの先生とも、ちょっと細かな打ち合わせをしながら、より生活場面、特に3・4年生ですね、小学校で新しくなりますので、そのあたり

についてもやっていこうということで、まずはそういうふうな形で、新学習指導要領の本格実施を見据えて、こんな形で30年度、予算化をさせていただきました。また様子を見ながら、今、中村議員がおっしゃったことも含めながら、また研究をしながら考えていきたいなと思っていますが、とりあえず30年度はそういう方向で考えております。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、218ページから219ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

午後3時15分から再開します。

(午後2時52分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時15分)

○副議長 安藤洋一君

日程第3 議案第24号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおります。直ちに質疑に入ります。

ページは、235ページから261ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと協議会のほうでも何点かお聞きしましたので、予算に関係する、241ページの一般会計からの繰り入れ7,000万についてお尋ねをしたいと思います。

前年度5,000万円から30年度に7,000万円、2,000万円増をいただきました。この点について、今まで多いときで1億円入れているときもあるんですが、5,000万円から7,000万円にした理由と、7,000万円に至った経過、その点、わかりましたら、なぜ7,000万円になったのかお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

平成30年度の特別会計予算の算定に当たりましては、一般会計のほうから2,000万円増の7,000万円をいただく形とさせていただきました。このたびの国保制度改革におきまして、加入者の方の急激な負担増が想定されました。そのこともございまして、算定をさせていた

だきまして、一般会計からも、県のほうからは減額を求められているところではございますけれども、2,000万円増の7,000万円と、まずはさせていただきます。7,000万円につきましては、主に福祉減免に使わせていただくという形で上げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

一般会計からの繰り入れがないと、本当に値上げになると思います。

そこで、平成35年かな、激変緩和、町長もよく激変緩和措置で急激な保険税の値上げにならないようにということで、7,000万円も一般会計から繰り入れるという形なんですけれども、今後この激変緩和措置が、当初30年から6年間かな。それに向かうに当たって、今後、国保税がどのようになっていくのか。県からの納付金が10億幾らだったかな、だったと思うんですけれども、それに合わせるような形に向かっていくのか。そうなってくると、今の国保税から25%上昇が見られます。その点について、再度お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

今後の国保の予定についてご質問をいただきました。

私どもといたしましては、できるだけ加入者の負担増を防ぐ観点、特に低所得者の方の負担増を防ぐ観点から、3つの点で留意をして国保運営を行っていきたいと思っております。

1つは、先ほど来、議員がおっしゃった一般会計からの法定外の繰り入れの維持でございます。しかしながら、これにつきましては、県のほうからは削減のほうを求められているところでございます。

2点目につきましては、国保支払準備基金の運用でございます。

こちらにつきましては、補正予算のほうで、4,900万円以上5,000万円となるような基金の積み増しを今回、この議会に上程をさせていただいておるところでございます。この国保支払準備基金を、やはり国保の納付金のほうに充てていったり、負担増を防ぐ観点で運用していったり、そのように考えております。

3つ目でございますけれども、国保会計そのものの繰り越しを何とか運用できないか、この3つでもって加入者の方の負担増を防いでいきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

中小零細の自営業者が入っている健康保険であります。将来というか、皆さんも一度は加入する、一度は通る、後期高齢になる前に一度は通る保険ですので、そういう面で低所得層が多いのも事実でありますし、また高齢の事実でもあります。

そういうことで、急激な値上げにならないように要望しまして質問を終わります。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で議案第24号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第4 議案第25号「平成30年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、267ページから273ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、議案第25号「平成30年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第5 議案第26号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、279ページから300ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、議案第26号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第6 議案第27号「平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、305ページから311ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○6番 戸谷裕治君

勉強不足でちょっと申しわけないんですけども、私が議員になってから、ずっとこのコミュニティ・プラントというのが特別会計で上がってきております。

今、下水が進んで、これからこれはどういう状況になっていくんだろうなと思って質問さしあげているだけで、どういうものなのか、どなたか、ちょっと一度しっかり教えてもらえませんか。

○下水道課長 加藤満政君

このコミュニティ・プラントにつきましては、国の昔の厚生省が管轄しておるプランでございます、平成10年ぐらいから国庫補助で対応を国が進めた、一つの国補を採用された地域となっておりますでございます。

こちらにつきましては、初め私どもの環境課が窓口で対応を進めておった状況でございましたけれども、私どもの下水道課ができたときに、このコミ・プラも引き継ぎまして、下水道課のほうで管理をずっと進めておる状況でございます。そういう流れで、特別会計という会計も、そこでつくられた会計でございまして、今までずっとこういう状況で進んでおるといふことでございます。

(発言する声あり)

○町長 横江淳一君

それでは、ちょっと私のほうからご答弁をさせていただきます。

このコミュニティ・プラント事業というのは、今言いましたように厚生労働省の補助事業ということでありまして、今、実は下水道事業というのは3つの省にまたがっておりまして、国土交通省がやっているのが流域下水道、今、蟹江町治めてやっております4市2町、そしてもう一つは、農業集落排水事業ということで、これは農水省の事業であります。これは田んぼの水、いわゆる農地に主に使われているところでありまして、ちょうど平成10年ごろであります。まだ蟹江町が流域下水道事業の着手の前に、ある一部のところ、これはほかのところでもコミュニティ・プラント事業は、実は行われておりました。補助率は非常に少ないんですけれども、それでも有効な処理事業として日本各地でいろいろなところで行われてはあったんですが、いかんせん狭いところでやられますので、受益者負担の問題だとか、負担金の問題、これが非常に高うございました。

それで、今回、南蟹江団地のあの一角でありましたけれども、集中槽が故障をいたしまして、じゃどうしようという話になったようであります。

町といたしましても、厚生労働省の補助事業を受けまして、地域の皆さんが負担していただけるという、そういう中で事業を始めまして、蟹江町としても一定の補助を出しながら、汚水処理をしたわけでありまして、あのパンクをしてしまった状態で浄化槽をそのままにしておくと、汚水が周囲に流れてしまうという緊急事態もあったようであります。

ただ、問題は、あの当時から比べますと、たしか170、180件でスタートしたんですけれども、今、実は150件ぐらいになってございます。そこで今、実際、供用してみえる方が高齢化になってきてまして、それとポンプ、それから処理槽が年々やっばり経年経過とともに相当能力が落ちてきておりますので、ある意味、若干の負担増が、これからも考えられるわけでありまして、日本全国いろいろやっているところを見ますと、最終的には流域下水道に接続したり、何かの方法で解消しているということもあるようでありますので、もうしばらく経

年経過を見ながら、あの地域の汚水処理をこれからも進めてまいりたいと。汚水処理方法の一つだというふうにご理解をいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

そこその理解はしてたんですけども、ずっとこういうぐあいに、長年ずっと、平成10年からだったら、もう20年ぐらい、1,000万円近い金がずっと出てるということですから、ですから、ちょっとご心配申し上げただけで、これも解決していく道を探されるんだろうなと思って、ちょっと質問させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で議案第27号「平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第7 議案第28号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、317ページから327ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、議案第28号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第8 議案第29号「平成30年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

毎回言っているんですけども、県水への受水費についてお伺いいたします。

ページ数、28ページにあるんですけども、今回、予算的にも、29年度から比べても、毎年、受水費も下がってきております。去年と合わせると1,000万円の受水費が削減されております。私がいつも言っていますが、この1,000万円分、使用料に還元できないかということでお聞きをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

年々、水道の消費というのが、近い将来、減少していくということもございまして、28年度ですか、7%ほど減ったということで、愛知県と協議いたしました。その際に5%以上減であれば、県のほうも供給量を減らしてもいいよということで、現在この金額になっているわけでありまして。

ただ、やはり今後のことを考えますと、板倉議員は水道のこと、結構お詳しいので、あと資本的の建設改良費のほうですか、ごらんいただくとわかりますが、今後とも非常に耐震化や管路更新に多額の費用がかかるというような状態でございます。

ですので、ここでやはりある程度この部分で収益を上げまして、そちらのほうに使っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

耐震化とかそういうことで古い管の取りかえ工事に使っていくということなんですけれども、毎回言っているように、使っていく割には余剰金なんかも毎年どんどんふえていっております。今回の予算にもあるんですけれども、10億円を超える予算にもなっております。

そういう意味で、耐震化とか配管の取りかえだと、そこまで言っているようにやっているのか、ちょっと不思議でなりません。そういう点について、もう一回お願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

申しわけございませんが、予算書の24ページをごらんいただきますと、決して平成30年度予算というのは、収益をどんどん剰余金に回していくような事態ではなくなってきたということがわかると思います。補填財源使用額というのをごらんいただきますと、積立金取り崩し額が4,478万3,000円ということで、10年ぶりだと思いますが、過去にためた剰余金を今回、久々に取り崩して、耐震化のほうの事業に回していくというふうに考えております。

そして、数年後には起債が、3年ほどで現在抱えております企業債のほうで完済しますが、これから施設の改修や、先ほど申しました管路更新を考えますと、再び起債を起こさないとやっていけないというような状況になるものと思われております。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

もう1点なんですけれども、後の下水道にも関係してくるんですけれども、今の水道局、減価償却の中に入っている建物があります。下水道事業も企業会計になったんですけれども、それに伴い、今、水道局に下水道も入っている状態であると思います。そんな点の振り分けというのはどうなっているのか、借りている形なのか、ちょっとその点についてお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

施設の建物内のものについては、全て上水道の減価償却で行ってございます。

以上であります。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で議案第29号「平成30年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第9 議案第30号「平成30年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支ともに一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

下水道事業の特別会計から企業会計に昨年、29年度から変わっております。ほかの自治体より先行して、蟹江町も早く取り込んだんですけれども、この予算書を見る限り、企業会計にすることは、民間企業、商売で、会計基準と同じだと思うんですよ。それで経営とか資産などの的確な把握によりできると思います。

そうなってくると、今回、予算書を見ても、一般会計からの繰り入れが多々あります。金額的に結構すごい金額が入っております。これが公営企業の企業会計で適しているのか。これを抜いちゃうと完全な赤だと思われませんが、この点についてお願いをいたします。

○下水道課長 加藤満政君

今年度から企業会計ということでやらさせていただいておる状況の中で、当然まだ下水道工事というのは、継続的な今の状況でございまして、今の下水道の使用料につきましても、2億円にまだ満たないような金額ということで、使用料で賄うような状況ではございません。

そうしまして、当然、事業は進めていくという状況でありますものですから、やはり一般会計から繰り入れ、ずっとさせていただいておる、前から特別会計からもいただいておりますけれども、継続的にまだ、言葉がちょっと補助金ということに変わりましたですけれども、いただいた状況で事業を進めさせていただいておる状況でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。特別会計のときにも入っていたんですけれども、企業会計になって本当にそれでいいのか、独立採算が原則だと思います。そういう意味で、それなくしちゃうと、完全な、もうやれない状態の赤なんですけれども、じゃ実際に水道使用料にそれを充てると、水道使用料の大幅な値上げになるんですよ。そうなってくると、使用している人の負担増が見込まれますが、最終的にそういう一般会計からの繰り入れを、今後も続けていかないとで

きないと思うんですけども、ある程度続けていくのか、またそれをなくすと、下水道の使用料の値上げの可能性もあります。その点についてお願いいたします。

○下水道課長 加藤満政君

やはり国のアクションプランというのも10年改正ということを書いておまして、10年で大体、補助金もちょっと一度考えるよということ、多分少なくするという流れだと思いますけれども、そういう状況もある状況の中で、やはり事業の進めをさせていただきたいと思っております。ですけれども、やはり当然、先ほど議員も言われましたように、費用は当然、賄っておる状況ではございませんので、やはり申しわけないですけれども、一般会計からの補助金をお願いいたしまして、対応させていただきたいということをお願いしたいと思っております。

○2番 板倉浩幸君

お願いとか、そういうことじゃなくて、それを一般会計から繰り入れなくしちゃうと使用料の値上げになる、じゃ一般会計なくせよと。そんなこと、とても僕も言いません。

そういう意味で、下水道事業をせっかく企業会計にして、経営状態もはっきりわかる、それでないと赤字になる、そのことについてどうしていくんだと。一般会計を今後もずっと続けていくよ、アクションプラン、確かに国の補助金も使いながらのアクションプランはあります。そういうことで、実際本当の企業会計になっていくのか、その点についてをちょっと僕も知りたくて。その点、何か、町長かなんかでもよろしいですけれども、今後の方向性、副町長でもいいです。

○副町長 河瀬広幸君

今、板倉議員から下水道の事業勘定について質問がありました。

公営企業会計に移行したことによるものは、はっきりとは、やっぱりキャッシュフローを含めて皆さんに明示し、これから、板倉議員言われるように、独立採算に向けてスタートを切ったということでもありますので。

ただ、そうは言うものの、今おっしゃったように、下水道の使用料について、例えばインフラ整備を投入すると使用料にはね返ってきますので、今はなかなか使用料を上げることもできません。そんな状況の中に一般会計からの繰り入れをバランスよく入れながら、当分の間は運営していかざるを得ないと思っています。

それで、これから接続がどんどん進んで、使用料もどんどん上がってくれば、これはまた状況が変わってきますが、それはこれからの事業の進捗状況と、皆さんのご協力によって接続を上げることによって、公営企業の本来である独立採算制に向かっていくと考えておりますので、当分の間は一般会計からの繰り入れはやむなしというふうに考えております。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で議案第30号「平成30年度蟹江町下水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

なお、議案第23号から議案第30号までの8案件は、23日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後3時40分)